

<p>提案の概要</p>	<p>観測・研究部分の移転</p>	
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>【業務概要】 ○気象庁は、国民の安全・安心を確保するため、気象・地象・水象の観測・監視・予測を一貫して行い、適時・的確な防災気象情報の作成・発信を行っている。 ○気象庁本庁は、総務部、予報部、観測部、地震火山部、地球環境・海洋部の組織からなり、平時から地方部局への指導、関係機関と連携した災害対応施策の立案や訓練を実施するとともに、自然災害等の発生のおそれがある段階から災害発生後の救助等の全ての段階において、気象庁長官の指揮の下、これら各々が一体となって、政府としての危機管理対応（緊急参集チーム、政府災害対策本部、政府調査団、大規模地震対策特別措置法に基づく内閣総理大臣への地震予知情報の報告、災害時の観測施設の復旧等の各種対応）を行っている。</p> <p>【職員数】（平成27年7月1日現在） ○常勤職員：1,431名（総務部：213名、予報部：449名、観測部：209名、地震火山部：204名、地球環境・海洋部：356名）、非常勤職員：1名</p> <p>【施設】 ○現庁舎の総のべ床面積：35,621㎡ ○必要な建物構造：危機管理対応である気象業務の遂行に必要な耐震性を備えた庁舎（耐震安全性の分類：I類、A類、甲類） （耐震安全性の分類：http://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_taisin_taisin.htm） 注：気象庁本庁舎は、「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成19年6月15日）において、大手町から虎ノ門へ移転することとされている。現在は移転に係る契約を締結し、具体的な設計作業等に着手している。（東京都市計画地区計画決定済、平成32年2月完成予定）</p> <p>【直接対面業務】 ○業務概要：国会対応、災害等発生時の政府としての危機管理対応、気象業務に関連する関係府省・関係機関及び報道機関との密接な連携等 ○国会関係対応：約300回（平成26年度：国会答弁、議員説明、各種会議出席等） ○関係府省庁等との会議：約400回（平成26年度：災害、防災・減災、国際、宇宙、環境、航空、民間気象業務関係会議等） ○主な関係府省庁、関係機関：首相官邸、内閣官房（事態対処・危機管理担当等）、内閣府（防災担当等）、総務省、消防庁、外務省、農林水産省、文部科学省、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、観光庁、環境省、防衛省、国際協力機構、宇宙航空研究開発機構、国立極地研究所、日本学術会議、大学・研究機関、気象振興協議会、気象業務支援センター、国内航空機運航事業者、鉄道事業者等 ○上記関係機関等の場所：霞ヶ関（中央省庁）、千代田区等</p>	
<p>検討・評価のポイント</p>	<p>道府県の説明</p>	<p>各府省の見解</p>
<p>その機関の性格上、東京圏にないか</p>	<p>・移転にあたっては、政府の危機管理に対応するための首相官邸等へ緊急参集する必要がある部署を除き、地方で業務が可能な部署を誘致することとし、機関として必要な機能確保を図る。なお、本県には「火山」が無いことから、「火山」に関係する部門を除いた移転を提案する。</p>	<p>○大規模な自然災害等が発生した際には、首相官邸への緊急参集のみならず、政府及び国土交通省の非常災害対策本部への参画等、政府全体の危機管理対策の実施に気象庁は重要な役割を担っている。それに対応するためには、気象庁は、気象庁長官の指揮の下、本庁内の各部が一丸となって組織的に対応している。そのため、気象庁は、一体として政府機能中枢（霞ヶ関地区）域にあることが必要不可欠である。 ○また、平素の準備段階においても、危機管理に関係する関係府省庁・機関と密接な連携を図り、防災対策等の企画・立案への参画や災害対応に係る各種訓練での重要な役割を果たしている。そのため、常に関係府省庁・機関の近傍にあることが必要不可欠である。 ○さらに、大規模な自然災害が発生した場合、国会対応も極めて重要な責務であり、国民の防災意識の高まりに応じ、通年化し、質・量ともに激増している。この点からも、気象業務の円滑な遂行のためには、気象庁本庁は東京圏にあることが必要である。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>・移転地域である津市、志摩市には光ケーブル網が整備されており、ネット環境については都市部と遜色は無く、必要であればTV会議等への対応も可能である。また、現在でも都心へのアクセスは便利であり、将来的にはリニア中央新幹線の開通によりさらに利便性が向上すると見込まれる。 これら交通・情報インフラの環境から、業務執行や企画立案段階で府省庁間の連携もスムーズに図ることが可能であり、国会等への対応についても支障は少ないと考えられる。</p> <p>・また、首都直下型地震に対する危機管理の観点からも、日本のほぼ中央に位置し、中部圏・関西圏の結節点に位置する交通ネットワークの強みから、本県への誘致は災害対応能力にも優れ、強い国土づくりへの貢献が期待できる。</p> <p>・本県と三重大学で設置した「みえ防災・減災センター」では、防災人材の育成や、地域・企業への相談支援、地震・津波観測監視システム(DONET)の活用方法の検討など、産学官が一体となって取り組んでいる。これらの機関との連携が可能であり、より専門的な見地に立った防災・減災対策が可能になると考えている。</p>	<p>○上述の通り、危機管理対応とは、平素からの準備を含め、災害の恐れがある段階から災害発生後の救助等の段階に至るまで、対応が求められるものである。気象庁は、気象庁長官の指揮の下、本庁内の関係部が丸となって組織的に対応する必要があり、一体として国会及び政府機能中枢(霞ヶ関地区)の近傍にあることが必要不可欠である。</p> <p>○我が国の防災対策の重要な役割を担っている気象庁の業務の遂行上、政府機能中枢(霞ヶ関地区)の近傍にあることの重要性に鑑みれば、交通・情報インフラ環境の整備では代替できない。</p> <p>○首都直下地震への対策としては、気象庁本庁の庁舎は必要な耐震基準を満たしているほか、気象業務の実施に必要なシステムを東京と大阪等で二重化するなどの備えを行っており、また発災時においても気象庁本庁の業務継続計画(BCP)に基づき対応することとしている。</p> <p>○また、気象庁は、アメダスや地震計を始めとする各種観測機器を全国に設置し、気象・地震・津波・火山の観測を行うと共に、全国の地方自治体が行っている観測データや、海洋研究開発機構(JAMSTEC)のDONETなどの関係機関の観測データをオンラインで入手し、防災気象情報の発表を行っている。</p>
<p>地域への波及効果・なぜその地域か</p>	<p>・過去に発生した伊勢湾台風や紀伊半島大水害など、本県が経験した風水害により、災害対策基本法の制定や大雨特別警報等の制度が創設される契機となるなど、我が国の防災・減災体制の充実に大きな役割を果たしてきた。</p> <p>・そのような地域に気象庁を誘致することは非常に有意義でシンボリックなものと捉えており、今後においても、気象や地震等情報に対する研究や対策について貢献できる地域であると考えている。</p> <p>・気象庁を誘致し、本県を観測・研究・分析等の拠点とすることは、本県として、県内市町と連携し防災・減災対策の強化を図るうえで非常に有意義であり、同時に、我が国にとっても日本全体の防災・減災対策の強化につながるかと考えている。</p> <p>・気象庁の誘致に合わせ、DONETシステムを所有する防災科学技術研究所を合わせて誘致することとしており、本県においても観測体制を強化し、災害対応能力を高めることが可能であると考えている。</p> <p>・こうしたことから、頻発・激甚化する水害・土砂災害などの大規模災害への対応に加え、南海トラフ巨大地震対応への強化を図り、国民及び県民の安全・安心につなげていきたいと考えている。</p> <p>・また、政府関係機関の移転により行政の機能が向上するだけでなく、県・市有施設の有効活用が図れるとともに、宿泊施設や飲食店の利用、市内の周遊による経済効果や新たに市民が増えるという観点から税収効果も見込まれることから、地域における波及効果は非常に大きいと考える。</p>	<p>○気象庁では既に、三重県や三重県内の市町への情報提供や支援等を行う組織として、東京管区気象台津地方気象台を設置している。</p> <p>○自然災害をもたらす気象現象への対応については、気象庁は、気象・地震・津波・火山について、アメダスや地震計を始めとする各種観測機器を全国に設置すると共に、全国の地方自治体や関係機関の観測データをオンラインで入手し、我が国全体の防災気象情報の発表を行っている。</p> <p>○気象庁本庁の職員(常勤職員数:1,431名)等が居住すれば、それに伴う一定の経済効果は想定できるが、気象庁は現業機関であるため、気象庁と共に移転するような関係機関は想定できないことから、移転に伴う職員以外の者の居住やその経済効果は限定的である。</p>
<p>条件整備</p>	<p>・既存の公共施設(県立小児医療センターあすなる学園、県立草の実りハビリテーションセンター、県志摩庁舎、志摩市立越賀中学校、同市立立神小学校)を活用することを想定しており、土地の取得、施設建設にかかる費用が不要となることから、移転にかかる整備費が縮減できる。</p> <p>・職員宿舎について、津市においては、周辺地域には民間アパートやマンションが非常に多く、宅地開発も進んでおり住環境は確保されている。また、生活環境の面でも、スーパーやコンビニ、医療機関や銀行等が周辺地域に揃っている。 志摩市には民間のアパート等が近隣に点在しているため、可能な限り民間施設等の利用をお願いしたい。また、空き家等も増加傾向にあるので、一戸建て(庭・畑付)を希望されるのであれば相談可能である。</p>	<p>○気象庁本庁は霞ヶ関地区近傍地への移転に係る契約を既に締結しており、具体的な設計作業等に着手済みである。また、東京都においては、これに係る東京都市計画地区計画の策定がなされている。</p> <p>○気象庁本庁が三重県へ移転する場合には、これらに要した経費が無駄となり国費に多大な影響を与えるほか、民間企業を含め関係機関等へ重大な影響を与えることになる。</p>
<p>その他特記事項</p>		

提案の概要	研修の一部(特に女性幹部育成についての研修)の実施
検討対象機関の概要	<p>自治大学校は東京一極集中是正を図ることを目的として制定された「多極分散型国土形成促進法」(昭和63年法律第83号)に基づく「国の行政機関等の移転について」(昭和63年7月19日閣議決定)において移転対象機関として位置づけられ、平成15年4月に当時の所在地である港区南麻布から首都圏整備法に基づく業務核都市である立川市の業務施設集積地区に移転して12年が経過したところであり、その主な業務は以下のとおりである。</p> <p>○地方公務員に対する高度の研修を行うこと ○地方公共団体に対する研修内容及び方法に関する技術的助言を行うこと ○地方自治に関する調査及び研究を行うこと ○地方自治に関する資料の収集及び編集を行うこと ○地方公共団体の行政に密接な関係がある職務に従事する国家公務員に対し、その依頼を受けて研修を行うこと</p> <p>また、首都直下型地震の際、総務省及び消防庁は自治大学校を代替庁舎として使用し業務遂行をすること(「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月28日閣議決定))となっており、大規模災害時のバックアップ機能を有しているところ。</p> <p>なお、自治大学校の研修においては、基幹となる「一般研修課程」のほか、税務専門課程等の「専門研修課程」、他大学の修士課程連携特別研修等の「特別研修」を実施。</p> <p>【一般研修課程】 第1部課程 主として都道府県・指定都市の課長補佐・係長級職員を対象(年2回実施。宿泊研修約5か月) 第2部課程 主として市町村の係長級以上の職員を対象(年3回実施。宿泊研修約2か月半) 第1部・第2部特別課程 女性幹部職員候補(主として課長補佐・係長級以上)を対象(年2回実施。e-ラーニング3か月半、宿泊研修約3週間) 第3部課程 主として都道府県・市町村の課長級以上の職員を対象(年1回実施。宿泊研修約3週間)</p> <p>【専門研修課程】 政策専門課程、税務専門課程(税務・徴収コース及び会計コース、監査・行政評価専門課程)</p> <p>【特別研修】 修士課程連携特別研修、医療政策短期特別研修、人材育成特別研修、地方公会計特別研修</p> <p>【職員数】 常勤14名、非常勤8名(平成27年9月末現在) 【土地・建物・面積】 敷地50,000㎡ 延べ床面積28,660㎡ 管理棟・・・事務室、大会議室) 研修棟・・・大教室(430人用1室、130人用2室) 中教室(60人用2室)、演習室(24人用13室)ほか 厚生棟・・・食堂(280席)、図書室、集会室、自主討議室ほか 寄宿舍・・・一般宿泊室(390室)、身障者用(4室)、講師用(4室)ほか 講堂(体育館)・グラウンド・テニスコート</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
その機関の任務の性格上、東京圏になければならないか	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方から宿泊研修に参加する自治体職員にとって、東京圏で受講しなければならない必要性は極めて低い。 ・また、開催にあたって本県のノウハウや視察場所等について協力できることから、研修内容の深化が図られ、メリットが多い。 	<p>1. 地方での研修の実施には新たに多数の人の配置、予算が必要 高度かつ実践的な研修を実施する上で、我が国の各分野の第一線で活躍している講師（主として、著名な大学教授・弁護士・民間企業等の幹部並びに各省職員）を招へいしており、約9割が東京圏に在住する。これら講師に三重県まで来ていただく場合、当然、旅費等多額に要することとなるほか、そもそも多忙な著名な講師陣の日程確保が可能か、慎重に検討することが必要である。 また、地方での研修と並行して、自治大学校において別の研修の運営を行っているが、長期の研修となるため、片手間で行うことが不可能である。地方での研修の創設には、そのための新たな部署と職員の配置がなければ困難である。</p> <p>2. 寄宿舍が必要 自治大学校では、集合研修による研修生相互のネットワーク作りを研修の一つの目的としている。研修生は寄宿舍で寝食を共にし、授業終了後に地域の抱える課題を話し合い解決することも研修の一環である。単なるビジネスホテルの部屋の借り上げでは、自治大学校本校の研修に見劣りし、研修の目的を果たすことができない。現状の自治大に相当する寄宿舍を研修施設の近傍で確保することが必須である。</p> <p>3. 地方団体の理解が必要 全国から研修生が集まってくることから、各地方団体から見ても交通が便利であることが必須であるが、併せて、なぜ貴県で開催するかについても全国の地方公共団体の理解が必要であり、その上で研修生が確保できることの見通しがたたなければ実施は困難である。 貴県が「ノウハウ」を持ち、「視察」の協力を申し出ていることは、一定の評価ができるものと考えているが、その他の団体における様々な取組みや、それに対する見解も考慮する必要があると考える。</p>
機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・自治大学校の研修の一部（地方公務員女性幹部養成支援プログラム等の特別課程）を本県で実施することにより、地方の課題に対応した、実践的で効率的な研修が見込まれる。 ・本県では、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を進めていることから、研修内容についても、今までの女性活躍推進施策のノウハウや、経済界や地域の方との協力・連携体制等が期待でき、研修内容の向上に資することが可能。 ・本県で研修が開催されることにより、民間や団体にとってさらなる女性活躍、男女共同参画等の取組への動機付けとなることが期待される。 ・また、研修所という性格上、府省庁間の連携や国会等への対応は限定的であると考えられることや、機関の全部移転ではなく、本県での研修の一部開催であることから、支障は生じないと考えられる。 ・当地域は、中部圏と関西圏の結節点に位置し、名古屋から80分、大阪から105分とアクセスが良く、全国から研修生が集まりやすい環境であることから、特に西日本エリアの受講機会が拡大され、他の自治体にとってメリットがあると考えられる。 	<p>自治大学校は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①幹部候補生を育成するための研修機関であること（すなわち、男女協同参画のための講座ではなく、このコースと他のコースとで研修目的に違いはない） ②わが国の第一線で活躍している講師を招き、高度かつ実践的な研修を行うこと ③集合研修による研修生相互のネットワーク作りを研修の目的としていること <p>を特色としている。研修の地方開催にあたっては、自治大学校で行う場合と同一以上の水準を確保する必要があるし、そうでなければ、全国の自治体からの研修生の参加は見込めない。</p>
地域への波及効果・なぜその地域か	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の開催により、本県を含め県内市町の自治体職員が受講しやすい環境になることで、女性幹部登用の推進が図られるとともに、市町や本県男女共同参画センター等との連携により相乗効果が期待できることから、民間企業を含め女性活躍の推進につなげていきたいと考えている。 ・宿泊施設や飲食店の利用、市内の周遊による経済効果が期待できる。 ・大学等を会場として各種研修が定期的開催されることは、教育研究都市としてのイメージを高めることにも繋がると考えている。 	<p>ご提案の内容は、理解できるが、研修の副次的効果であって、研修自体についてまず本来の目的を達成することが必要である。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
条件整備	<p>・皇学館大学での研修を予定していることから、会場使用料が発生する見込み。</p> <p>・講座実施時における職員や研修生の宿泊施設については、会場近くのホテルを提供可能。宿泊枠の確保についても協力する。</p>	<p>①第1部・第2部特別課程の実施には、宿泊研修期間が24日、定員120名程度、講師概ね30名程度が必要となる。</p> <p>②授業の実施に必要な施設設備については、現在の実態ベースで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大教室(プロジェクター設備有)・・・120名規模(260㎡～300㎡) 1室 ・演習室・・・24名規模(50㎡～60㎡) 8室 ・事務局執務室・・・(30㎡～50㎡程度)1室 ・講師控室・・・(20㎡程度)1室 ・食堂(200～300㎡程度) ・PC(LAN,Wi-Fi対応) 130台 ・プリンタ、コピー複合機(Wi-Fi対応)8台 ・その他執務用設備(応接及び事務用机・椅子、電話等)一式が必要となる。 <p>③集合研修を研修目的の1つとしている。授業終了後も生活を共にし、研修生間の交流を図り、相互のネットワークを築くことも自治大学校における研修の主目的の一つである。そのため、研修生用の談話室(40㎡程度を4部屋以上)を備えた寄宿舎が、研修施設の近傍に必須である。 なお、宿泊費は研修生の負担となるが、その際に自治大本校で受講した研修生との公平性を確保するため、自治大本校での一泊あたりの使用料(現在は2,600円)と差が生じないようにする必要がある。</p> <p>④全国の地方公共団体から、現在の水準と同程度の数の研修生参加が見込めることが不可欠である。</p>
その他特記事項		

森林技術総合研修所

提案者：三重県

<p>提案の概要</p>	<p>本所の移転</p>	
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>森林技術総合研修所(林業機械化センターも含む) (職員数) 常勤職員数:34名【本所25名。この他林業機械化センター(沼田)9名】、非常勤職員数:4名【本所3名。この他林業機械化センター(沼田)1名】(27.9.1現在)</p> <p>(施設) 【本所】 ・施設:現在の敷地面積約9,259m² 教室(70人収容×2、20人収容×3)、研修生宿泊室(112人)、厨房・食堂施設(120人)、執務室、会議室、講師控室、機材準備室、図書室、討議室、倉庫、入浴施設、車庫等 ・現地研修用森林:研修所の周辺に、明治の森高尾国定公園、高尾山自然休養林、都立自然公園のほか施工中の森林や高密度網設定森林があり、暖温帯系と冷温帯系の多様な樹種からなる天然林及びスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツといった主要造林樹種による人工林(1年生から100年生まで多様な林齢のもの)が分布し、生物多様性保全、保健レクリエーション、木材生産等の期待される多面的機能がバランス良く網羅。</p> <p>(その他) ・地方公共団体職員、林野庁職員を主な対象者として、森林・林業に関する総合的な研修を実施 ・平成26年度研修状況 年間86コース、1,669人(実績)【本所60コース 1,344人、林業機械化センター26コース 325人】 ・研修生は全国各地に分散している。一方、講師は約7割が首都圏在住者で占められている(林野庁職員、関係省庁職員、中央業界団体、(研)森林総合研究所研究者、大学教授等)。</p>	
<p>検討・評価のポイント</p>	<p>道府県の説明</p>	<p>各府省の見解</p>
<p>その機関の性格上、東京圏になければならないか</p>	<p>・国家公務員及び地方公務員が森林及び林業に関する技術並びに林業の経営に関する総合的な研修を行う機関であり、各地方から宿泊研修に参加する自治体職員にとって、東京圏で受講しなければならない必要性は極めて低い。</p> <p>・当地域は、中部圏と関西圏の結節点に位置し、大阪・名古屋都市圏へそれぞれ約90分程度で往来することが可能であり、全国から研修生が集まりやすい環境と考える。</p> <p>本研修所は、林業に関わる行政職員等の育成を目的としていることから、東京圏外であっても機能が確保される可能性を全く否定するものではないが、研修の質を落とさず適確に実施するためには、研修生の利便性や講師の確保をはじめとする諸条件を整える必要がある。</p> <p>(研修の概要) 森林技術総合研修所では研修コース(H26:60コース×5日×5コマ=1,500コマ)のうち、現地実習がないコースが約4割(26コース×5日×5コマ=650コマ)、期間中に現地実習を行うコースの座学が約4割(34コース×5日×5コマ=850コマのうち522コマ)、現地見学・実習が約2割(850コマのうち328コマ)となっており、全体の8割は教室での座学が占めている。</p>	

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>・研修実施にあたり、公共・民間の施設との連携により、効率的に研修を実施できることが期待される。また、当地域は中部圏・関西圏の結節点に位置し、東京からのアクセスも良く、リニア中央新幹線が開通すればさらに時間が短縮され利便性が向上する。</p> <p>・本県には林業関係施設が多く、近畿中国森林管理局三重森林管理署や三重県林業研究所、日本で初めてFSC森林認証を取得した林業家を含む林業経営体、国産木材コンビナートであるウッドピア松阪、木質バイオマス発電を行う三重エネウッド株式会社などや、伊賀市には「産学官連携地域創造センターゆめテクノ伊賀(三重大学伊賀研究拠点)」があり、これら機関と連携することで効果的な研修が可能。</p> <p>・森林技術総合研修所の誘致は、関連する民間企業にとってさらなる取組への動機付けとなることが期待される。</p> <p>・研修所という性格上、府省庁間の連携や国会等への対応は限定的であることから、特に支障は生じないと考えられる。</p>	<p>(研修講師の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修講師の約7割は首都圏在住者で占められている。 ・研修講師の約3割は、最新の制度や技術を講義する本省職員。 ・移転にあたっては、講師の確保等の面からの対応方針が示される必要がある。 <p>(行政運営の効率確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高尾にある場合、国会対応や災害対応など予定外の業務による、本庁講師の変更の必要が発生した場合も対応が容易である。 <p>(研修講師への交通費、宿泊費の支出増)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1コマ75分の講義のために長時間の拘束が必要となると、講師の確保が難しくなり、研修の質が低下する恐れがある。 ・今回要望のあった場所については、朝の1限目講師は新幹線及び在来特急の利用が必要となるなど研修予算の大幅な増大が必要となり、行政運営の効率の確保に課題がある。 <p>(本所と林野庁の研修打合せ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本所の研修担当者は、研修内容や講師等について、林野庁担当部署と通常1研修あたり3回程度対面打合せを行うこととしており、本庁への出張コストやアクセス時間が増大することは、研修予算の増大につながることから行政運営の効率の確保に課題がある。 <p>(効果的な研修の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な林業関連施設が存在することから、立地がコンパクトであれば効果的な現地視察が期待される。
<p>地域への波及効果・なぜその地域か</p>	<p>・林業においては、林業経営者の高齢化や担い手の不足、採算性の悪化などにより、荒廃山林が増加傾向となっており、林業を競争力のある産業として維持していくのが難しいだけでなく、森林が持つ水源の涵養、災害の防止等の公益的機能が低下し、将来の展望が描けない地域が増えている。</p> <p>・森林技術総合研修所を誘致することにより、全国から林業に関わる技術者等が伊賀市に集まり、研修過程において、本市の林業を題材とした講座や現地研修を通じて、本市の林業活性化に繋がるものと考えている。</p> <p>・さらに、研修所職員や研修者の知見を活かし、産学官の市内の林業に関係者と連携する場を設定することで、新たな林業従事者の発掘や知見を活かした林業の振興・発展に寄与するものと考えている。</p> <p>・また、政府関係機関の移転により行政の機能が向上するだけでなく、市有施設の有効活用が図れるとともに、宿泊施設や飲食店の利用、市内の周遊による経済効果や新たに市民が増えるという観点から税収効果も見込まれることから、地域における波及効果は非常に大きいと考える。</p>	<p>・森林技術総合研修所は、都道府県や国の職員の人材育成を目的としていることから、地域林業の活性化は想定しておらず波及効果は期待できない。</p> <p>(なぜ、高尾で研修を実施しているか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高尾の研修所の周辺(大部分が半径5km圏内)に、明治の森高尾国定公園、高尾山自然休養林、都立自然公園のほか施業中の森林や高密度路網設定森林があり、暖温帯系と冷温体系の多様な樹種からなる天然林及びスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツといった主要造林樹種による人工林(1年生から100年生まで多年齢のもの)、国有林及び民有林が分布し、生物多様性保全、保健レクリエーション、木材生産等の多面的機能をバランス良く網羅する「日本の森林の縮図」となる森林が存在しており、全国からの研修生の業務内容に対応でき、教室での座学、現地での実習が効率よく行うことが出来ている。(こうした森林の確保が同様に可能であることが必要条件)

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
条件整備	<p>・既存の学校施設を活用することを想定しており、土地の取得、施設建設にかかる費用が不要となることから、移転にかかる整備費が縮減できる。</p> <p>・研修所においては、寄宿関係施設が含まれることから、必要な施設(宿泊室の考え方や面積、浴室、食堂、共用スペース、職員室等の数)など、明示していただきたい。</p> <p>・職員の住環境については、市街地内に多数存在する民間賃貸住宅のほか、空き家バンクを活用した戸建て住宅の利用も可能である。</p>	<p>(利便性等の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修施設、講師の確保、旅費、現地研修用森林等について、現在の状況を下回らない条件確保が必要である。 ・新たに研修棟、研修生宿泊棟、事務室などを建築するとした場合の施設整備のコストの確保が必要である。 <p>(必要な施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な施設は以下のとおりで、現状を下回らないこと。 ・施設:現在の敷地面積約9,259m² 教室(70人収容×2、20人収容×3)、研修生宿泊室(112人)、厨房・食堂施設(120人)、執務室、会議室、講師控室、機材準備室、図書室、討議室、倉庫、入浴施設、車庫等 <p>(研修生派遣元の都道府県、市町村、林業事業者等の負担経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣元→(航空機)→羽田空港→(在来線)→高尾等の往復交通費 ・食費 1日1,930円(朝食460円、昼食620円、夕食850円) ・共益費 1回1,000円(夏期)、1,500円(冬期) <p>(霰ヶ関への年間打合せ状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のべ131回、片道525円68分(平成26年度) <p>(研修内容の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修計画の作成及び実施にあたり、県の積極的な協力体制の確保が必要

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
その他特記事項		<p>(研修生の利便性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国各地から研修生が集まる観点から、利便性が確保されることが重要であり、全国の都道府県庁所在地から、高尾の研修所までの所要時間は、平均3時間38分。例えば札幌、鹿児島から約4時間40分。 ・研修生の研修参加費用や移動時間を考慮する必要(今回要望のあった場所は、高尾と異なり前泊が必要となる場合があるなどコストやアクセス時間で過度の負担がかからないか)。 ・移転先の最寄りの空港の中部国際空港は、例えば東北では青森県や山形県からの直行便がなく、羽田で乗り継ぎが必要となるなど、全国的な視点で利便性が現在より著しく低下する。 <p>(本所と林業機械化センターの連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本所と林業機械化センターは、研修の打合せ、職員の安全指導や入札などを本所と連携しながら行っていることから、移転により遠隔地に行った場合に本所と林業機械化センターの連携が困難となる。 <p>(耐震工事が最近完了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎については、平成25年度に総工費約2億円をかけて耐震工事が完了したところであり、今後長期間にわたって活用しない場合、国費の無駄使いと指摘される恐れ。 <p>(現地見学地へのアクセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高尾は、東北、常磐、関越、中央、東名の各高速道路へのアクセスが良好であることから、幅広い見学地の選定等が容易。平成26年度は、本所で実施した34コースで36回優良事例等見学を実施(周辺5km圏内程度の裏山での見学、実習を除く)。そのうち訪問先上位3件は、群馬(11)、山梨(9)、東京(5)。一方、平成3年度は本所で実施した13コースでの10回の見学のうち上位3件は、東京(6)、栃木(3)、茨城、山梨(1)となっている。

<p>提案の概要</p>	<p>研修所の全部移転</p>	
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>1 名称(住所) 環境調査研修所(埼玉県所沢市並木3-3)</p> <p>2 職員数 常勤職員16名、非常勤職員8名(所長は、環境省本省 総合環境政策局長が兼務しており、職員数には含まれていない)</p> <p>3 業務内容 設置の目的・・・「環境省の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練の実施」として、国及び地方公共団体等の職員への研修を実施。(環境省組織令第42条第2項第1号) 研修コース数・・・42コース(50回)(外部講師割合:行政研修100%、分析研修71%、職員研修100%)(平成26年度実績) 研修員受入数・・・延べ1,890名(環境省職員233名、他省庁職員43名、地方公共団体職員1,566名、独立行政法人等職員48名)(平成26年度実績) 研修外部講師・・・延べ595名(環境省職員138名、他省庁職員6名、地方公共団体職員60名、その他大学、民間団体等所属の専門家391名)(平成26年度実績)</p> <p>4 施設 敷地面積20,000㎡、延べ床面積13,255㎡ 主な施設の名称:本館(講堂:定員120名、第一教室:定員60名、第四、第五教室:各定員20名、第六教室:定員50名)、研修棟(大セミナー室:定員72名、中小セミナー室:定員各20名)実習棟、特殊実習棟、第2特殊実習棟、宿泊棟(120室、収容120名)、厚生棟(食堂140席、男女浴場、シャワー室)。このほか、分析研修用の分析機器や、研修に用いる薬品等の有害物質を処理する廃水処理施設を付帯。</p>	
<p>検討・評価のポイント</p>	<p>道府県の説明</p>	<p>各府省の見解</p>
<p>その機関の任務の性格上、東京圏にしなければならないか</p>	<p>・各地方から宿泊研修に参加する自治体職員にとって、東京圏で受講しなければならない必要性は極めて低い。</p> <p>・環境行政が担う多様な内容を効果的に研修するためには、受講者及び講師が来所するための交通の利便性はもとより、環境に関わるフィールドを提供できる立地が優先されるべきであり、そうした点で、本県では、交通の利便性確保と研修に見合ったフィールドの提供が可能である。</p> <p>環境調査研修所(以下、研修所)の任務は、環境行政を担当する国及び地方自治体等の職員への研修を効果的かつ円滑に実施することであり、次の観点から、研修所が東京圏に位置するメリットが大きいと考えている。</p> <p>(運営経費の節減等) 研修所へのアクセスに係る所要時間は、東京駅から約60分、羽田空港から約90分であり、また研修所最寄り駅まで運行されている電車の本数も多く、全国各地から東京駅又は羽田空港へ向かう経路も充実しているため、全国から研修に参加する研修生(環境省地方機関職員、地方自治体職員等)にとってアクセスが容易である。</p> <p>また、平成26年度に研修に参加した環境省職員233名のうち105名(約45%)は環境省本省に所属しており、研修所が東京圏に位置することでこれらの職員の旅費等の経費抑制を図ることができる。</p> <p>特に本省職員は、多忙な日常業務との調整を図りながら研修に参加しているため、アクセスが容易なことは本来業務への影響を軽減することにも繋がっている。</p> <p>現状、限られた運営経費の中、経費節減を図りつつ運営していることから、仮に移転となると、現在の研修実績の維持を前提とすれば、旅費等が増加となるため、追加的な財源の確保が必要となる。</p> <p>(講師の確保等の研修の質の向上) 平成26年度の33の研修コースにおいて、環境省本省の担当部署の職員132名が講師として参加しており、関係法令や当該分野の最新の動向についての説明やグループ討議への助言を行っている。</p> <p>また、平成26年度に講師として招聘した専門家391名のうち313名(約80%)は東京圏の大学、団体、企業に所属している。</p> <p>東京圏では、専門知識を有する各分野の人材が集積しているため、研修に相応しい講師を確保しやすく、多忙な一線級の講師を招聘する場合にも、研修所が東京圏に位置しアクセスが容易なことは有利である。</p> <p>このように、研修所が東京圏に位置することで研修の質の維持に重要な講師の選定を的確に行うことができる。また、講師旅費等の経費抑制の面でも有利である。</p>	

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
		<p>(専門性の高い研修施設の確保) 研修所では、参加人数の異なる様々な研修に対応するため、規模の異なる各種講義室のほか、研修生が滞在するための宿泊施設、厚生施設を設置している。 ・本館(講堂:定員120名、第一教室:定員60名、第四、第五教室:各定員20名、第六教室:定員50名) ・研修棟(大セミナー室:定員72名、中小セミナー室:定員各20名) ・宿泊棟(120室、収容120名)、厚生棟(食堂140席、男女浴場、シャワー一室) また、環境汚染物質の分析研修を行うため、各種精密機器を備えた実習棟、特殊実習棟、第2特殊実習棟を順次整備してきており、さらに、これらの施設から排出される有害物質を含んだ廃水処理する施設を併せて設置している。 これらの施設のうち整備時期が古く耐震構造上問題があった本館、宿泊棟、実習棟について平成20年度及び平成22年度に耐震補強工事(工事費:約2億円)を行い、今後も継続して使用することが可能な状態となっている。 このように、研修所の施設は、多様な研修に対応するために累次の拡充が図られてきたものであり、また今後も研修施設として使用することを前提として耐震補強工事を行っていることから、引き続き研修施設として使用することが合理的である。</p> <p>(精密機器の保守) 研修所では環境汚染物質の分析研修に用いる各種分析装置(約130基)を保有しており、メンテナンスや故障時の修理を機器メーカーに発注している。 機器メーカーの多くは東京圏の営業所に常駐する技術者が充実しているため、研修所が東京圏に位置することで故障時対応を迅速に行うことができ、保守に係る経費を抑制できる。</p>
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>・研修実施にあたり、公共・民間の施設との連携により、効率的に研修を実施できることが期待される。また、当地域は中部圏・関西圏の結節点に位置し、東京からのアクセスも良く、リニア中央新幹線が開通すればさらに時間が短縮されることに加え、新名神高速道路「菟野IC」が平成30年度に整備される等、交通アクセスの利便性がさらに高まることから、東京圏における立地と遜色がないと考えられる。こうしたことから全国から研修生が集まりやすい環境と言えらる。</p> <p>・研修事業を立案するにあたり、環境に関わる多様な地域資源(「四日市公害と環境未来館」、「ICETT」、「三重県保健環境研究所」、コンビナート企業をはじめとする民間研究所、産廃特措法を適用し対策工事が進む産廃不適正処理事案の現場、鈴鹿山麓の自然環境、河川や港湾、等々)をフィールドとして提供できることから、座学と現地研修を自在に組み合わせた研修を工夫できると考えられ、研修の質の向上が期待できる。むしろ当地域であるがゆえに、視察可能な施設・設備が存在し、民間と実働的な連携が図りやすいと考えられる。</p> <p>・環境調査研修所の誘致は、環境への取組が先進的な民間企業にとって、さらなる取組への動機付けとなることが期待される。</p> <p>・研修所という性格上、府省庁間の連携や国会等への対応は限定的であることから、特に支障は生じないと考えられる。</p>	<p>「機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保」の観点から、以下が懸念される。</p> <p>・「その機関の任務の性格上、東京圏になければならないか」に記載した、「運営経費の節減等」、「講師の確保等の研修の質の向上」、「専門性の高い研修施設の確保」、「精密機器の保守」観点から、東京圏に位置することと比較し、移転することのメリットを見出せるかどうか課題。</p> <p>・限られた研修期間内で、研修生に必要な技術と知識を習得させる必要があるため、専門家等を招いての研修室での集中的な講義プログラムを実施しており、現地研修は最小限で実施(研修日数に占める割合は2%)していることから、現地研修フィールドのメリットは相対的に小さい。</p> <p>・研修所は、環境省業務継続計画(平成26年6月)において、首都直下地震が発生し、本省庁舎が使用不能となった場合の代替庁舎の一つと位置付けられていることから、移転した場合、地震時の業務継続性の確保が課題。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
地域への波及効果・なぜその地域か	<p>・本県は、かつて公害が大きな社会問題となるなか、大気テレメーターシステムを全国に先駆けて設置する等、公害対策を推進してきた。また、四日市市においても、公害の発生から環境改善に至る歩みを生かし、環境改善技術を世界に発信してきた。</p> <p>そのような取組を環境調査研修所の研修とタイアップすることで、当市の環境行政の先進性を日本の環境行政に携わる職員の方々に知ってもらい、今後の行政活動に生かしていただくことができる。公害のイメージが根強い四日市市であるが、この地方移転を機に、環境行政の根幹を担う市としてアピールすることが、市のイメージアップにつながると考えている。</p> <p>・四日市市は、宿泊施設や飲食店舗をはじめとする商業施設が集積していることから、三重県観光におけるハブ機能を有している。研修として滞在していただくことで、商業施設における経済波及効果のみならず、休暇等を活用した三重県南部方面への観光にとっても至便であり、県内各所への経済波及効果が見込まれる。</p> <p>また、政府関係機関の移転は行政の機能が向上するだけでなく、県・市有施設の有効活用が図れるとともに、新たに市民が増えるという観点から税収効果も見込まれ、地域への波及効果は非常に大きいと考える。</p>	<p>環境分野における、三重県及び四日市市の特性を活かした研修実施の意義を否定するものではないが、移転については、上記のとおり多くの課題がある。</p>
条件整備	<p>・既存の公共施設(鈴鹿山麓研究学園都市センター及び旧三重ソフトウェアセンター)を活用することを想定しており、土地の取得、施設建設にかかる費用が不要となることから、移転にかかる整備費が縮減できる。</p> <p>・当地域は、住宅、宿泊施設、商業施設、医療機関が多数集積する一方、多様な自然も有しており、かつ交通の利便性も高いことから、良好な生活環境が提供できる。また、気候面でも温暖で暮らしやすい。職員の住宅や研修参加者のホテル確保については、不動産協会と連携して確保に努める。</p>	<p>活用が想定されている既存施設の規模・状況を踏まえ、必要な改修等にどの程度の費用負担が発生するか確認する必要がある。また、研修生の宿泊施設の確保方策等についても確認する必要がある。</p> <p>なお、民間宿泊施設を活用する場合は、全国各地から研修に参加する自治体職員等の負担が増加する可能性がある。</p>
その他特記事項		<p>(参考)合宿研修における受講者の負担 宿泊費として、シーツのクリーニング代(1週間当たり380円)を負担しており、食事代は、1日当たり1,900円(朝・昼・夕)の負担となっている。</p>

提案の概要	機構の全部移転
検討対象機関の概要	<p>【職員数(平成27年4月1日現在)】 常勤職員:105名(うち 国内68名) 【組織】 ○国内:経営管理部、インバウンド戦略部、海外プロモーション部、コンベンション誘致部 ○海外:14事務所 【業務概要】 海外14事務所のネットワークを活かし、観光庁と一体となって、海外における訪日プロモーション事業、国際会議等の誘致・開催支援を行うとともに、海外現地の市場分析等を実施する。主な活動内容は以下のとおり。 ※なお、予算の適切な執行、契約に係る適正性の確保等について所管官庁である観光庁等による適切なガバナンスの下で事業を執行する必要がある。</p> <p>①訪日プロモーション事業 訪日外国人旅行者の増加を目的として、東京本部及び海外14事務所において、海外市場についての市場分析、現地旅行会社による訪日ツアーの企画・販売の促進、海外現地メディアを通じた広報活動、一般消費者への観光情報発信等を実施する事業。 当該事業については、従前までは観光庁が政策立案及び実施を行っていたが、JNTOは「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を受けて、平成27年より、JNTOが訪日プロモーション事業の実施主体とされた。このため、現在は政策立案機関である観光庁と綿密に連携して一体的に事業の実施に当たっている。 具体的には、観光庁長官を本部長とし、外部のマーケティング専門家も参画する「マーケティング戦略本部」において訪日プロモーション方針を決定し、決定された方針に基づきJNTOが事業を執行することとしている。さらに、JNTOから毎月定期的に事業の実施報告を受け、観光庁において、事業のPDCAサイクルの管理を行っている。</p> <p>②MICE(国際コンベンション等の日本開催促進) 観光庁とともに、我が国のMICE誘致競争力を高めるため、民間事業者等によるMICEの誘致・開催に向けた活動を支援し、また、国際会議誘致に向けた日本の魅力の発信や国内主催者等との連携を図る等、国を挙げた一体的なMICE誘致を展開する事業。</p> <p>③外国人旅行者受入体制の整備 外国人向け観光案内所の運営や外国人旅行者の受入研修等を通じて、国内の受入体制を整備する事業。</p> <p>【占有フロアの面積】 1,510㎡</p> <p>【直接対面が必要な事務、関係機関及び年間の接触頻度】 ※平成27年4月1日～8月31日の接触回数から1年間の接触回数を推計。 ・行政機関(観光庁、国土交通省、経済産業省、外務省、総務省、環境省、農林水産省、文部科学省、財務省) 合計1,037件 (主な例) ①観光庁・・・訪日プロモーション方針の策定や事業の進捗状況の報告、東京オリンピック・パラリンピック開催等に関する打合せ ②総務省・・・国際交流基金(JF)との本部事務所の共用化に関する打合せ ③経済産業省・・・クールジャパンに関する打合せ ④農林水産省・・・日本食の海外PRに関する打合せ ・独立行政法人(JF、国際協力機構(JICA)、日本貿易振興機構(JETRO)、日本学生支援機構(JASSO)) 合計98件 ・各国大使館・在京各国政府観光局 合計101件 ・地方自治体(都道府県 254件、市区町村 154件(うち東京事務所・出張所 31件) 合計408件 (主な例) 訪日プロモーションやMICE開催に関するコンサルティング ・在京の民間企業(旅行会社、航空会社、鉄道会社、ホテル、百貨店、広告会社等)多種にわたる業界と連携) 合計2,671件 (主な例) 訪日プロモーションや海外市場動向等に関するコンサルティング ・在京のセミナー・講演への参加回数 合計 137件 ※なお、直接対面者の住所は、首都圏に集中している。</p> <p>【その他特記事項】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、日本語教育や日本研究・知的交流等を主たる事業とするJFと、これまで培ってきた専門性やノウハウ、相手国との信頼関係やネットワークを継続して活用し、政策実施機能を確保・強化する等の観点から、事業の連携強化等を図るため、平成28年度末を目処に本部事務所を共用化することとされており、現在本部事務所の移転(東京都23区内)に向けて観光庁、外務省、総務省、JFと最終調整中。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
その機関の性格上、東京圏にないかなければならぬか	<p>・JNTOは、中央省庁のように日常的な国会対応は必要なく、また、危機管理対応で官邸に参集する必要もない。</p> <p>・現状は、インバウンドに係る司令塔が観光庁、実施部隊がJNTOであり、業務の遂行に当たって両者の緊密な連携が必要であるが、メールや電話での連絡のほか、必要があればテレビ会議システム等を導入すること等で対応できることから、JNTO本部が東京圏になくとも支障はないと考える。</p>	<p>【観光庁との連携の確保】</p> <p>○ 訪日プロモーション事業については、平成15年のビジット・ジャパン事業開始以来観光庁が実施してきたが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「海外の民間事業者のニーズに即応できる体制の整備を行うことが必要であり、原則として本法人が発注主体となって実施する」とこととされた。これに基づき、本年より、予算の適切な執行や契約事務の適正性等を確保するための組織・体制の抜本的な見直しを行ったところ。</p> <p>○ また、同改革により、訪日プロモーション事業の実施に当たっては、政策立案機関たる観光庁と執行機関たるJNTOが、より一層連携を密にして事業を実施することが必要となっている。</p> <p>○ このため、訪日プロモーション事業の実施に当たって、観光庁との日常的な打合せをこれまで以上に頻繁に行っている他、戦略的なプロモーション実施に向けた方針の決定を行う「マーケティング戦略本部」(観光庁長官が本部長。外部のマーケティングの専門家が参画)への参加や、観光庁による事業のPDCAサイクルの管理等多数の場面において直接対面で調整を行っているところである。</p> <p>○ また、訪日プロモーション事業に関する打合せについては、観光庁とJNTOの間で、実際にプロモーションで使用する画像や映像をその場で直接確認しつつ調整を行うことが多いため、テレビ会議システム等によるものではなく、直接対面で実施する必要がある。</p> <p>○ さらに、JNTOの執行機関化に伴い、JNTOの運営費交付金を大幅に増額し、観光庁予算の過半(インバウンド関連予算の8割)を運営費交付金として充てており、予算の適切な執行や契約の適正性の確保のため、観光庁による適切な監督が必要不可欠である。</p> <p>(参考) JNTO運営費交付金の予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JNTO運営費交付金: 19.1億円(平成26年度当初)→65.4億円(平成27年度) <p>○ 仮に三重県に移転した場合、観光庁との円滑な連携に支障が生じ、期待される訪日プロモーション事業の推進が図られなくなる上、観光庁による監督業務に支障が生じる。</p> <p>○ 以上のことから、JNTOは観光庁(千代田区霞ヶ関)に近接している必要がある。</p> <p>【関係機関との連携の確保】</p> <p>○ また、JNTOが訪日プロモーションを実施するにあたり、観光庁以外の行政機関、在京の大使館、各国の政府観光局職員及び独立行政法人との連携が不可欠であるが、連携の確保のためには、対面での打合せを行う機会が多く、これらの関係機関がある東京圏に本部が存在する必要がある。</p> <p>(参考) 行政機関、独立行政法人及び在京各国大使館等との年間対面打合せ回数</p> <p>※ 平成27年4月1日～8月31日の接触回数から1年の接触回数を推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関(観光庁、国土交通省、経済産業省、外務省、総務省、環境省、農林水産省、文部科学省、財務省) 合計1,037件 (主な例) ①総務省が主催する「放送コンテンツ4省庁及び関連法人会議」に参画し、JF、JETRO、クールジャパン機構等と放送コンテンツに関する事業について情報共有を行い、連携可能な事業を検討。②外務省が主催する「ジャパン・ハウス(仮称) 関係府省庁・機関連絡会議」に参画し、ジャパンハウスの効果的運営や魅力的実施のための施策について、外務省やJF等と検討。 ・独立行政法人(JF、国際協力機構(JICA)、日本貿易振興機構(JETRO)、日本学生支援機構(JASSO)) 合計98件 (主な例) JETRO、JNTOが行っている事業について情報共有を行い、連携可能な事業を検討。 ・各国大使館・在京各国政府観光局 合計101件 (主な例) ①「日仏間観光協力に関する協議会」を開催し、各政府観光局の取組事例の紹介や、日仏の共同プロモーションに関する協議を実施。②シンガポール政府観光局(STB)長官が日本支部訪問に合わせてJNTOを訪問し、理事長・理事とプロモーション意向について打合せを実施。また、STB日本支部とJNTO本部でプロモーション内容を対面で調整。今後も覚書取り交わしに向けてSTBと対面での調整実施予定。③2014年より(一社)日本旅行業協会(JATA)・(公社)日本観光振興協会(日観振)が主催するツーリズムEXPO開催に合わせて、日本を代表する旅行業界の一大イベントとして「Visit Japan Travel Mart」を実施。年間サイクルで常時テーマ別委員会(理事長～実務担当クラスまで)を立ち上げながら、緊密な連携・調整(特に7～9月にかけては担当クラスは月2～3の頻度)を実施。 <p>○ さらに、2020年東京オリンピック、パラリンピック開催の機会を最大限活用した訪日プロモーションを実施するために、東京都やオリンピック委員会、スポーツ庁、文化庁等と連携して施策を講じる必要があり、対面的な業務の頻度は今後さらに増加するものと予想される。</p> <p>○ 以上を踏まえれば、訪日外国人旅行者数が増加する中、より戦略的な訪日プロモーション事業を推進していくためには、JNTOは観光庁に近接して、東京圏に存している必要がある。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>・三重県は、世界的な観光地を有する一方、地域全体を見渡せば、高齢化率が高く、過疎化が進んでいる集落等も散見されるなど、典型的な日本の「地方」であり、「日本の縮図」と言えるとともに、今まで日本が外国人旅行者誘致に際し力を入れてきたゴールデンルートから外れた地域である。</p> <p>・ゴールデンルートにおける外国人旅行者が飽和状態となりつつあり、地方へのインバウンド増加が大きな国家的課題となっている今、JNTO本部を三重県に置くことは、日本が地方へのインバウンドを増やすことに対する本気度を示すことになるとともに、JNTOにおいては日常的に地方との緊密な情報交換が行われ、実態を良く理解した上で、より地方目線での海外への情報発信・プロモーションが可能になると考えられる。</p> <p>・誘致先の予定地における平成27年度の路線価は52,000円/㎡であり、当機関の現存地における路線価1,090万円/㎡と比較すると約200分の1以下となっていることから、賃借料等においては大幅なコストダウンが期待でき、効率的な運営が図れる。</p> <p>また、メールや電話での連絡のほか、必要があればテレビ会議システム等を導入することにより、地方にいながら東京圏に存在する民間や観光庁をはじめとする省庁との連携は十分に図ることができる。</p> <p>・当地域は、中部圏と関西圏の結節点に位置し、名古屋から80分、大阪から105分とアクセスが良いことから、これらのエリアに存在する民間等とのコネクションを新たに開拓・深化させることも可能である。さらに、東海道新幹線及び関西国際空港・中部国際空港(いずれも24時間運用できる空港である)も利用しやすく、将来的にはリニア中央新幹線の開通によりさらに利便性の向上が見込まれるため、海外や東京圏へのアクセスにも大きな支障はないと考える。</p>	<p>【観光庁との連携の確保】</p> <p>○ 訪日プロモーション事業については、平成15年のビジット・ジャパン事業開始以来観光庁が実施してきたが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「海外の民間事業者のニーズに即応できる体制の整備を行うことが必要であり、原則として本法人が発注主体となって実施する」とされた。これに基づき、本年より、予算の適切な執行や契約事務の適正性等を確保するための組織・体制の抜本的な見直しを行ったところ。【再掲】</p> <p>○ また、同改革により、訪日プロモーション事業の実施に当たっては、政策立案機関たる観光庁と執行機関たるJNTOが、より一層連携を密にして事業を実施することが必要となっている。【再掲】</p> <p>○ このため、訪日プロモーション事業の実施に当たって、観光庁との日常的な打合せをこれまで以上に頻繁に行っている他、戦略的なプロモーション実施に向けた方針の決定を行う「マーケティング戦略本部」(観光庁長官が本部長。外部のマーケティングの専門家が参画)への参加や、観光庁による事業のPDCAサイクルの管理等多数の場面において直接対面で調整を行っているところである。【再掲】</p> <p>○ さらに、JNTOの執行機関化に伴い、JNTOの運営費交付金を大幅に増額し、観光庁予算の過半を運営費交付金として充てており、予算の適切な執行や契約の適正性の確保のため、観光庁による適切な監督が必要不可欠である。</p> <p>○ 仮に三重県に移転した場合、観光庁との円滑な連携に支障が生じ、期待される訪日プロモーション事業の推進が図られなくなる上、観光庁による監督業務に支障が生じる。また、JNTO職員が観光庁との直接対面のために頻繁に東京に出向く必要が生じるが、これに対応するためには、旅費や人員を増やす必要があり、独立行政法人であるJNTOにとって非効率的な業務運営に繋がる。</p> <p>○ 以上のことから、JNTOは観光庁(千代田区霞ヶ関)に近接している必要がある。【再掲】</p> <p>【関係機関との連携の確保】</p> <p>○ JNTOが訪日プロモーションを実施するにあたっては、観光庁以外の行政機関、在京の大使館、各国の政府観光局職員及び独立行政法人との連携が不可欠であり、連携の確保のためには、対面での打合せを行う機会が多く、これらの関係機関がある東京圏に本部が位置することが必要であるが、仮に三重県に移転した場合、円滑な連携に支障が生じ、訪日プロモーション事業の推進が図られなくなる他、旅費や人員を増やす必要があり、独立行政法人であるJNTOにとって非効率的な業務運営に繋がる。</p> <p>○ また、現在、JNTOでは多くの民間企業に対して、訪日プロモーションや海外市場動向等に関するコンサルティングを多数行っているところであるが、多くの民間企業が東京近辺に集積している現状に鑑みれば、JNTO本部が東京以外の地域へ移転すると、交通アクセス等の観点から、民間企業側に不都合を生じることとなり、十分なコンサルティングが提供できなくなる。</p> <p>【地方のインバウンドに関するニーズ及び課題の把握】</p> <p>○ 地方目線での情報発信地域のよさや魅力に合致した訪日プロモーション事業の実施は重要であると認識しているが、より効果の高い事業を実施するためには、全国的な地域のよさや魅力を上げる必要があることから、現在、観光庁が地方支分部局である各地方運輸局観光部を通じて全国的な地域のよさや魅力の把握を行った上で、それらを踏まえた政策を立案し、JNTOが事業を執行しているところである。</p> <p>○ さらに、今年から、各ブロックの地方運輸局、地方整備局、地方航空局や都道府県、関係業者等との連携強化の取組として、各ブロックに設置された「訪日外国人旅行者数2000万人の受入に向けた地方ブロック別連絡会」の構成員に加わっており、そこでの議論を通じて、より各地域の実情や課題を踏まえた地方目線の情報発信を行うこととしている。</p> <p>○ 従って、JNTOが三重県に移転することにより、地域のよさや魅力に基づいた訪日プロモーション事業の展開が可能となるものではない。</p> <p>○ 仮に三重県に移転したとしても、JNTOは、特定の地域における現場ニーズ、文化や資源等のみを背景として訪日プロモーション事業を実施する機関ではないことから、移転により、観光立国の実現に向けた我が国全体の訪日プロモーション事業の効果を向上させることは期待できない。</p> <p>【その他】</p> <p>○ 訪日プロモーション事業に関する打合せについては、観光庁とJNTOの間で、実際に訪日プロモーション事業で使用される画像や映像をその場で直接確認しつつ調整を行うことが多いため、テレビ会議システム等によるものではなく、直接対面で実施する必要がある。【再掲】</p> <p>○ また、テレビ会議システム等のICTの活用を行うためには、JNTOのみならず関係省庁等にもJNTOのために新たな設備投資を求めることとなり、コスト負担の観点からも対応策としては有効ではないものと考えられる。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
地域への波及効果・なぜその地域か	<p>・JNTOの移転により、関係する民間企業等が当地域に集積することが考えられることから「しごとの創出」につながる事が考えられる。</p> <p>また、行政の機能が向上するだけでなく、安定的な施設の利用が期待でき、宿泊施設や飲食店の利用、市内の周遊による経済効果が期待できるとともに、新たに市民が増えるという観点から収税効果も見込まれることから、地域への波及効果は非常に大きいと考える。</p> <p>・伊勢市では、集約型都市構造を目指しており、伊勢市駅前においては市街地開発事業を進めている。当機関の移転により土地利用の促進や賑わいの創出により更なる中心市街地の発展が見込め、都市機能の集約・更新が加速的に進むものと考えられる。</p> <p>・平成26年における神宮参拝者数は1千万人を超えるものとなったが、その内、外国人の参拝者数は66,000人余りと、割合としてはまだまだ少ない状況である。本県では、平成28年に開催される伊勢志摩サミットを、開催地の魅力を世界へ情報発信できる千載一遇のチャンスと捉えており、その開催効果を一過性のものとしないうち、今後ゴールデンルートからの引き込みを主軸としたインバウンドを強力に推進することとしている。</p> <p>・伊勢市では、現在策定中の総合戦略において外国人誘客に係るKPIを設定する予定であり、平成29年実績として16万人を目指している。JNTOの移転により、伊勢市が国内を代表する観光地であることを内外に発信できると同時に、伊勢志摩サミットの開催と相乗効果を生み出し、伊勢市におけるインバウンドを強力に推進することに繋がると考えている。</p>	<p>○ 民間企業等の所在地については、各企業の経営判断によるものではあるが、JNTOの移転に伴い、関係する民間企業等が移転することは想定されにくい。むしろ、JNTOの移転により観光庁、関係機関及び民間企業との連携に支障が生じることが想定される。</p> <p>○ 仮に三重県に移転したとしても、JNTOは、特定の地域における現場ニーズ、文化や資源等を背景として訪日プロモーション事業を実施する機関ではないことから、移転により、観光立国の実現に向けた我が国全体の訪日プロモーション事業の効果を向上させることは期待できない。【再掲】</p> <p>○ また、三重県への移転により、国全体の訪日プロモーション事業の推進に向けて、より高い効果が期待できるか、また、関係機関との連携が確保・向上されるかどうかを判断すべきであるが、提案内容では三重県の資源や文化を背景とすることで国全体としてどのような具体的メリットがあるのか、また三重県以外にどのような波及効果があるのかは言及されていない。</p>
条件整備	<p>・誘致先は、平成32年3月完成予定の再開発ビルとしており、民間事業者が建設する建物のうち、必要な部分を伊勢市が取得し移転を目指すこととしている。今後設計を行うため、運営に必要なスペース・機能等を確保すること等の協議が可能。(面積:約1,400～4200㎡)</p> <p>・誘致先の予定地における平成27年度の路線価は52,000円/㎡であり、当機関の現存地における路線価1,090万円/㎡と比較すると約200分の1以下となっていることから、賃借料等においては大幅なコストダウンが期待できる。</p> <p>・当地域は、経済産業省が作成した「生活コストの『見える化』システム」からも、「生活利便性」「働きやすさ」「教育・子育て」「医療福祉」「自然環境」「ライフスタイル」各指標において、全国でも上位のレベルにある。</p> <p>職員の住居については、公共交通機関での通勤に適した戸建住宅・マンション・アパート等の確保に市内不動産協会等と連携し最大限協力する。また、当該建設予定施設は今年度推進計画を作成するため、施設内への居住環境の確保についても必要であれば協議可能。加えて、市街地から離れた山間部、沿岸部等(自動車で10～20分程度)への居住希望等にも対応可能である。</p>	<p>○ 仮に移転した場合であっても、昨今のインバウンド増大に伴う業務の拡大により、東京に位置する関係機関との対面での打合せが今後さらに増加することが見込まれることから、旅費や人件費等は現在に比べて、増加することが予想される。</p>
その他特記事項	<p>伊勢志摩地域は、我が国を代表する美しい風景と海山の幸、観光資源を有しており、日本の素晴らしさを世界に発信できる好適地である。中でも日本人の「心のふるさと」である伊勢神宮には、世界中から多くの参拝者が訪れている。「伊勢志摩サミット」決定の際、安倍首相から「日本の『ふるさと』の素晴らしさを世界に発信する機会としたい」「日本の精神性に触れていただくには大変良い場所」といった発言もあり、海外の方に日本を知っていただくには最適な場所と言える。神宮に近接した誘致先予定地をインバウンド観光の拠点とすることにより、日本人の精神性をセールスポイントとした、より直接的な訴求効果の高い情報発信が可能であると考えられる。</p> <p>JNTO本部がこのような観光の聖地とも言える場所に移転することは、日本の良さを海外に発信し、インバウンドを進めるに当たって象徴的な意味を持つことになると考える。</p>	<p>○ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、日本語教育や日本研究・知的交流等を主たる事業とするJFと、これまで培ってきた専門性やノウハウ、相手国との信頼関係やネットワークを継続して活用し、政策実施機能を確保・強化する等の観点から、事業の連携強化等を図るため、平成28年度末を目処に本部事務所を共用化することとされており、現在本部事務所の移転(東京都23区内)に向けて観光庁、外務省、総務省、JFと最終調整中。</p>

(独)教員研修センター

提案者：三重県

<p>提案の概要</p>	<p>センターが行っている研修の一部(例えば、中堅教員研修や外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修など)の実施</p>	
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>業務内容：本センターは、文部科学省との密接な連携の下に、校長、教員その他学校教育関係職員に対する研修や各都道府県教育委員会等への研修に関する指導、助言及び援助等を行っている。 職員数：常勤職員39名(うち、近隣機関からの派遣職員として、茨城県3名、千葉県3名、栃木県1名、筑波大学6名、高エネ機構1名)、非常勤職員16名 保有施設：つくば本部(①管理棟(事務室、講師用宿泊20室)、②講堂棟(304席)、③研修棟・第二研修棟・特別研修棟(合計19研修室)、④図書館、⑤研修生第一・第二・第三宿泊棟(合計300室)、⑥食堂棟(300席)、⑦研修生プラザ、⑧浴室棟、⑨洗濯棟、⑩体育館等) 建物延床面積19,450㎡、敷地面積67,559㎡ 東京事務所 学術総合センター11階 借用面積196㎡ 必要とされる機材：研修機材(パソコン、スクリーン、講義録画システム、電子黒板など) 協議対応：研修の企画や運営について、文部科学省等と年間100日程度直接対面による意見交換・協議を行っている。 対面者は文部科学省職員、大学教員、都道府県等教育委員会職員、民間職員等となる。 対面者の住所は全国に分散しているが東京圏が多い。</p>	
<p>検討・評価のポイント</p>	<p>道府県の説明</p>	<p>各府省の見解</p>
<p>その機関の性格上、東京圏にしなければならないか</p>	<p>・各地方から宿泊研修に参加する自治体職員にとって、東京圏で受講しなければならない必要性は極めて低い。 ・また、研修開催にあたり、本県のノウハウや視察場所等について協力できることから、研修内容の深化が図られ、メリットが多い。</p> <p>・本センターが実施する研修事業は、①全国から受講者が研修に参加しているため、一定の交通利便性が必要であること、②研修の実施に当たっては、文部科学省関係各課の職員と年間100日程度打合せを行っていること、③現保有建物の有効利用しつつ、全国的な教師の育成拠点として本センターの機能強化が期待されていること、などから現在の所在地が適当と考える。</p>	
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>・教員研修センターの研修の一部を本県で実施することにより、地方の課題に対応した、実践的で効率的な研修が見込まれる。 ・研修内容についても、例えば外国人生徒の増加といった本県独自の課題や、本県固有の歴史・文化資源を活用した研修の実施に協力でき、地方目線による研修の実現が見込めることから、研修機能の向上に資することが可能。 ・また、研修センターという性格上、府省庁間の連携や国会等への対応は限定的であると考えられることや、機関の全部移転ではなく、本県での研修の一部開催であることから、支障は生じないと考えられる。 ・当地域は、中部圏と関西圏の結節点に位置し、名古屋から45分、大阪から約80分で往来が可能(津市)であり、全国から研修生が集まりやすい環境であることから、特に西日本エリアの受講機会が拡大され、他の自治体にとってもメリットがあると考えられる。</p> <p>・本センターが実施する研修事業は、従来文部科学省が実施していた研修をアウトソーシングしたものである。よって、国の教育施策や学習指導要領と密接に関連しており、その実施に当たっては、研修の内容、カリキュラム、研修手法、研修用資料等について、文部科学省関係各課の職員と本センターの職員が頻りに打合せを行って、研修を作っている。 ・なお、一部研修のみを切り出して、その担当職員を提案県に配置することについては本センターの業務遂行に支障が生じることが考えられる。 ・本センターでは、全国全ての地域の学校の管理職等中核的なリーダー育成を目的とした研修(教職員等中央研修)並びに学校組織マネジメント、道徳教育、学校教育の情報化、生徒指導、いじめ問題、キャリア教育、体力向上、健康教育、食育、学校安全など国全体として取り組むべき現在の喫緊の教育課題に関する指導者の養成を目的とした研修を実施している。したがって、本センターの研修受講者は、全国から推薦された教職員であり、国全体の教育水準の向上、教育改革の達成を目指して、全国的な取組状況、各地域の優れた実践、先進的な取組等を基に研修を構築している。</p>	

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>地域への波及効果・なぜその地域か</p>	<p>・研修の実施に際し、本県総合教育センターや県内市町教育委員会等との連携により、相乗効果が期待できるとともに、県内の教職員が受講しやすい環境になることで受講機会が増え、教職員の資質向上や児童・生徒への学力向上にも繋がる。</p> <p>・宿泊施設や飲食店の利用、市内の周遊による経済効果が期待できる。</p> <p>・大学等を会場として各種研修が定期的開催されることは、教育研究都市としてのイメージを高めることにも繋がると考えている。</p>	<p><本センターがつくば市に設置された経緯> 本センターの前身に当たる国立教育会館が、昭和39年6月に国立教育会館法に基づき、教育職員等の資質を向上しその指導力の充実を図るための全国的規模の研修施設として、東京都千代田区霞が関に設立された。(現在この施設は廃止) 当時、教職員の研修事業については、中央・地方を通じて拡大の方向にあり、国立教育会館も一般の教育関係者並びに一般の会館利用の増加に伴い、文部省主催の講座のために会場を十分に提供することが困難となってきた。 また、文部省においても本格的な長期宿泊型研修として、昭和45年から校長、教頭、中堅教員等を対象とする「教職員等中央研修講座」を開始したが、宿泊施設を持たない国立教育会館において全期間の研修を実施できない状況にあり、研修期間中他の宿泊施設(オリンピック記念青少年総合センターや国立青年の家など)を転々とするなど、研修の効果的な実施にあたって様々な支障を生じている状況にあった。 このため、長期宿泊研修が可能な施設の設置について検討が進められた結果、昭和47年5月の筑波研究学園都市建設計画の閣議決定の中に、教育会館の分館を学園都市に建設する計画が盛り込まれ、つくば市に研修施設及び研修生宿泊棟などを有する本センターが建設された。 なお、本センターで実施しているキャリア教育、健康教育、体力向上等の研修は、筑波大学の教授と連携して研修カリキュラムを作成している。 また、平成20、21年度に、本センターの事業に、筑波大学と茨城県教育委員会が共同してモデルカリキュラムの開発に取り組んだことがある。 人事面についても、筑波大学より6名、茨城県教育委員会より3名、高エネルギー加速器研究機構より1名の職員が派遣されている。</p>
<p>条件整備</p>	<p>・教員養成課程を有する三重大学・皇学館大学での研修を予定していることから、会場使用料が発生する見込み。</p> <p>・研修実施時における職員や研修生の宿泊施設については、会場近くのホテルを提供可能。宿泊枠の確保についても協力する。</p>	<p>つくば本部では、①管理棟(事務室、講師用宿泊20室)、②講堂棟(304席)、③研修棟・第二研修棟・特別研修棟(合計19研修室)、④図書館、⑤研修生第一・第二・第三宿泊棟(合計300室)、⑥食堂棟(300席)、⑦研修生プラザ、⑧浴室棟、⑨洗濯棟、⑩体育館等を保有している。 本センターの宿泊施設は、最大300人規模の研修を安定的に開催できるよう300室保有しており、ほぼ年間を通じて長期の宿泊型の研修に活用している。 研修を合宿型で行うことは、受講生同士の情報交換や自主研修の場が常時確保できるといった意義があり、研修会場と宿泊施設が一体化していることにより、より一層の研修効果があげられるものとなる。 よって、研修の安定的・効果的な実施のためには、上記の施設が重要である。</p> <p>センター宿泊料金3,190円(税込。食事代は含まず。)</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
その他特記事項		<p>・筑波研究学園都市は、首都への人口の過度集中の防止に資するために、昭和47年の閣議決定に基づき、つくば市に建設されたものである。「筑波研究学園都市は、首都およびその周辺から当該地区に移転し、もしくは新たに建設する国立の試験研究機関および国立の大学を中核とし、私立大学、民間研究機関の導入を図り、国の施策として総合的かつ組織的な研究学園団地をつくり、高水準の研究および教育を行うための拠点を形成し、もって科学技術・学術研究および教育に対する時代の要請にこたえる」ことを目的としている。(昭和46年筑波研究学園都市建設計画の大綱)</p> <p>・教育再生実行会議(第7次提言H27.5.14)及び中央教育審議会(中間まとめH27.7.16)より、養成・採用・研修の各段階を通じた全国的な教師の育成拠点を、本センターが担うことが適切であるとの政策課題が提示された。これを踏まえ、文部科学大臣が、本センターを教師力向上の拠点とするため、「独立行政法人教員研修センター法改正案」を次期通常国会に提出することを表明した。(H27.10.26)</p> <p>・今回の県からの提案を踏まえ、喫緊課題研修の中で地方で開催可能なものについては、本センターと都道府県の共催事業として、当該都道府県が研修を開催できるようにしたいと考えている。 なお、上記共催事業については、例えば、以下の要素を満たすなど、開催に当たっては総合的に判断するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場の喫緊の課題に対応した先進校を有し、フィールドワークや協議等、より効果的な研修の実施が可能であること。 ・定員を満たす研修施設や宿泊施設を有する(可能であれば宿泊施設と一体型)など、一定の研修環境の質の確保が可能であること。

提案の概要	地震津波海域観測システム(DONET)に関連する部署の移転
検討対象機関の概要	<p>■地震・火山防災研究ユニット</p> <p>1. 職員数 常勤職員数(研究職):46名、常勤職員数(事務職):5名、非常勤職員(研究職):1名、非常勤職員(事務職):0名、非常勤職員(研究補助):4名(平成27年7月1日現在)。 ※DONET移管後は上記ユニットが中核となって担当。 ※他に所全体のマネジメントを行う人員が関係する。</p> <p>2. 必要な施設等 【占有フロア面積】 現在の占有床面積18,836㎡の内数 ※DONET移管後は上記ユニットが中核となって担当。</p> <p>【必要施設】 スーパーコンピュータ、データセンター。データセンター等を導入するにあたって耐震性能に優れ、環境負荷の少ない建物も必要となる。また、災害時においても継続的にデータセンターの運用を可能とする上で必要と想定される規模の自家発電気設備。大容量のデータを常時安定的に通信する上で、高速で冗長性の高いネットワーク環境。</p> <p>3. 研究実績等 【研究実績】 ・地震・火山活動の高精度観測研究と予測技術開発 地震・火山噴火の発生メカニズム解明に関する研究を進展させるため、観測網の維持・更新等を図るとともに、観測データを共有する仕組みを構築・提供している。</p> <p>【事業規模】 運営費交付金の内数</p> <p>【共同研究・連携機関】 気象庁、産業総合技術研究所、東京大学地震研究所、海洋研究開発機構、港湾空港技術研究所、中央大学、名古屋大学、東北大学、他</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
研究能力の確保・向上	<p>・三重県では、本県の政策課題に専門的な立場から助言いただく「政策アドバイザー」として、防災・危機管理分野では、河田恵昭関西大学理事・社会安全学部長に就任いただいていることから、防災・減災対策の研究開発にご協力いただける。</p> <p>・尾鷲市では、平成25年10月にJAMSTEC、中部電力(株)との3者間で締結した、「地震・津波観測監視システム(DONET)」により得られる観測情報の活用に関する協定を基に開発された「DONET情報伝送システム」により、平成26年9月から、DONET観測情報が初めて地方自治体(尾鷲市)及び民間企業(中部電力)に提供される実証実験が始まっている。</p> <p>この実験では、観測情報を基に、尾鷲市では住民の早期避難対策へ、中部電力では管内発電所の安全対策へ、JAMSTECではデータの早期かつ安定的な伝達・受領方法、データの幅広い活用を目指し、共同研究を行っている。</p> <p>また、本県と三重大学が設置した「みえ防災・減災センター」との連携により、DONET観測データの利活用等を行うことで、相乗効果による防災減災対策の強化につながることを期待できる。</p> <p>・尾鷲市では、群馬大学・片田敏孝教授を防災危機管理アドバイザーに委嘱し、子どもたちへの防災教育から地域における避難ルールの構築に至るまで、尾鷲市の防災対策に幅広く携わっていただいている。災害に強い「命のまちづくり」を、住民と行政の協働・連携により推進しており、防災対策に対する全市民的機運が高く、本研究が当地にて研究活動を行う意義は十分にあるものと考えている。</p> <p>・【三重大学社会連携研究センター研究報告】 地震・津波観測監視システム尾鷲市古江町陸上局の『防災教育・人材育成のための地域拠点』としての基本構想策定に関する共同研究(2010年12月)</p>	<p>■DONETシステムについては、閣議決定(平成25年12月24日)事項として海洋研究開発機構から移管される予定であるが、海洋研究開発機構においてDONETを担当している部署については移転の予定はない。</p> <p>仮に、地震・火山防災研究ユニットが移転する場合： ■現在、筑波学園都市にある気象研究所(気象庁)や産業技術総合研究所(経産省)等の研究機関や首都圏近郊にある東京大学地震研究所や港湾空港技術研究所(国交省)等と共同研究を実施している。これらの研究機関と地理的にも密接な連携体制が確保されていることは、迅速かつ効果的な研究の推進や研究能力の確保・向上のためには重要であり、移転した場合にはデメリットが生じることが懸念される。 ■社会防災システム研究領域(災害ハザード・リスク情報の創出やその利活用を担当)と一体的に進めてきた研究の実施や分野間の壁を越えて新たな成果の創出が期待できる融合研究の推進が困難となり、研究開発成果の最大化という目標の達成に支障をきたす可能性がある。 ■つくばから移転した場合、研究者の流動性、生活基盤が確立されている点、長年に渡ってつくばに構築されてきた研究環境が失われることを踏まえると、移転先より優れた研究環境を持つ国内外の大学等へ移籍する可能性があり、研究者の流出・研究水準の低下が生じることが危惧される。</p>
研究成果活用の確保・向上	<p>・本県と三重大学で設置した「みえ防災・減災センター」では、防災人材の育成や、地域・企業への相談支援、DONETシステムの防災・減災活動への活用方法の検討など、産学官が一体となって取り組んでいることから、産官学が連携しやすい体制が確保されている。</p> <p>・尾鷲市では東海地方初となるエリアワンセグシステムによる防災情報の配信を行っており、産学官連携のもと、災害時の情報発信のあり方についても研究できる。</p>	<p>■DONETシステムについては、閣議決定(平成25年12月24日)事項として海洋研究開発機構から移管される予定であるが、海洋研究開発機構においてDONETを担当している部署については移転の予定はない。</p> <p>仮に、地震・火山防災研究ユニットが移転する場合： ■緊急に招集される地震防災対策強化地域判定会や火山噴火予知連絡会、地震調査推進本部地震調査委員会臨時会に、防災科学技術研究所はつくばにある産総研等の関係機関と連携しデータの解析・分析結果を迅速に提出・説明することを求められるため、現在地にあることは東京へのアクセスの利便性の点も含め迅速な対応を行う上で重要である。 ■これまでの研究成果を活用して成果活用・社会実装を国や全国地域に推進していくためには、関係府省庁や研究機関との密な連携が求められている。特に、平成26年度より開始された戦略的イノベーション創造プログラム「レジリエントな防災・減災機能の強化」の枠組みにおいては府省庁連携が重要視されており、震ヶ関に1時間程度で往来できる現在地から移転した場合には連携に支障が生じることが懸念される。 ■日本全国に配置した地震観測網や日本海溝海底地震津波観測網(S-net)も活用し、日本全国の地域を対象とした研究を実施している。</p>
地域の産業等への波及効果	<p>・尾鷲市では、東海圏で唯一の海洋深層水取水施設が存在しており、同研究所の移転による防災のまちづくりの推進により、災害時における飲料水の備蓄確保がクローズアップされ、深層水関連産業のポテンシャルを高めることが期待できる。また、本市においては食料品製造業の製造品出荷額の構成比率が高いことから、地域資源を使った防災備蓄品についての産業化についても併せて期待できる。</p> <p>・なお、移転により、市有施設の有効活用が図れることや地域における雇用の場の創出が図れることに加え、職員又はその家族の転居が期待されるとともに、これまでの本市の防災施策の取組に併せて地域住民の防災・減災に対する気運の醸成が図ることができる。また、防災面のイメージが強化されることから、「安全・安心な居住環境」を市内外にアピールすることで、定住・移住対策につなげることも期待でき、地域への波及効果は非常に大きいと考える。</p>	<p>■DONETシステムについては、閣議決定(平成25年12月24日)事項として海洋研究開発機構から移管される予定であるが、海洋研究開発機構においてDONETを担当している部署については移転の予定はない。</p> <p>仮に、地震・火山防災研究ユニットが移転する場合： ■県職員や市町村職員をはじめとする自然災害に関する人材育成、及び町村の防災施策等については一定の成果が見込めるものの、防災科学技術の事業形態、規模から鑑みるに地域産業等へ波及効果は限定的であると考えられる。 ■防災科学技術研究所では、飲料水や食料品についての研究開発を実施したことはこれまでになく、そのような産業への波及効果は期待しにくい。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
運営の効率の確保	<p>・産学官が連携を強化していくことで、情報共有や相互の情報交換が可能となることに加え、尾鷲市にはすでにDONET古江陸上局舎が設置されていることから、効率的な業務執行が可能となる。</p> <p>また、尾鷲市防災センター、三重県紀北地域活性化局など、関係者が参集できる施設が近隣に存在することから、関係者との連絡・協議の場の提供が可能である。</p>	<p>■DONETシステムについては、閣議決定(平成25年12月24日)事項として海洋研究開発機構から移管される予定であるが、海洋研究開発機構においてDONETを担当している部署については移転の予定はない。</p> <p>仮に、地震・火山防災研究ユニットが移転する場合：</p> <p>■各地に研究領域が点在することとなった場合、人員配置や業務分担の観点から運営の効率化に支障が生じることが懸念される。</p> <p>■「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した調達等合理化計画等の中で業務の合理化及び経費節減を進めているところであり、その一環として筑波大学等茨城県内7機関と共同調達を実施している。こうした地域や所全体として行うべき取組みが限定的になると、削減目標を達成することが困難になる。</p> <p>■これまでの研究成果を活用して成果活用・社会実装を国や全国地域に推進していくためには、関係府省庁や研究機関との密な連携が求められている。平成26年度より開始された戦略的イノベーション創造プログラム「レジリエントな防災・減災機能の強化」の枠組みにおいては府省庁連携が重要視されており、震ヶ関に1時間程度で往来できる現在地から移転した場合には連携に支障が生じることが懸念される。また、移転した場合、交通費用等が現在よりも増加することが危惧される。</p> <p>■緊急に招集される地震防災対策強化地域判定会や火山噴火予知連絡会、地震調査推進本部地震調査委員会臨時会に、防災科学技術研究所はつくばにある産総研等の関係機関と連携しデータの解析・分析結果を迅速に提出・説明することを求められるため、現在地にあることは東京へのアクセスの利便性の点も含め迅速な対応を行う上で重要である。</p>
条件整備	<p>・移転候補地は複数あり、DONET古江陸上局舎との距離感を考慮すると、曾根、賀田地区の物件が該当するが、土地のみの提供となり、施設の新築が必要となる。また、既存施設の活用としては、九鬼中学校、須賀利小学校は昭和53年の建築であり、空き施設の中でも比較的新しいものであり、改修経費の軽減が期待でき、移転に係る整備費が縮減できると考える。</p> <p>・尾鷲市では空き家バンク制度を実施していることから、住環境の確保を図ることへの協力が可能。</p>	<p>■DONETシステムについては、閣議決定(平成25年12月24日)事項として海洋研究開発機構から移管される予定であるが、海洋研究開発機構においてDONETを担当している部署については移転の予定はない。</p> <p>仮に、地震・火山防災研究ユニットが移転する場合：</p> <p>■研究開発の実施にあたっては、大型耐震実験施設、スーパーコンピュータ、データセンター等は重要な施設であり、これらの移転にあたっては多額の費用が発生することが懸念される。</p> <p>■観測業務を行うためには、大容量のデータを常時安定的に通信する必要がある。このため、現在利用している「つくばWAN」と同程度以上の機能を有する冗長性が高く高速なネットワーク環境の整備は重要な条件である。</p> <p>■災害時においても機能を維持し業務を継続する必要があることから、研究者の居室を含め建物自体には耐震性能を有することや自家発電設備等のバックアップ体制を確保することが重要である。また、設備の故障の際には業者などから迅速な対応を受けることが出来る環境も重要である。</p>
その他特記事項		<p>■東京等の国の試験研究機関等を計画的に移転することにより東京の過密緩和を図るとともに、高水準の研究と教育を行うための拠点を形成することを目的に筑波研究学園都市の建設が決まり、それに応じて1968年(昭和43年)10月に最初に移転したのが防災科学技術研究所(旧科学技術庁防災科学技術センター)である。</p> <p>■防災科学技術研究所は、つくば市と防災及び環境保全、学術研究・科学技術及び産業の振興などに関して協定を締結している。</p>

提案の概要	本部及び開発調査センターの移転
検討対象機関の概要	<p>【本部】 (職員数) 常勤役員8名 常勤職員100名(事務職61 研究職28 船舶職11)、非常勤職員24名(事務職23 研究職1)</p> <p>(現状の施設) 住所:神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB棟15階 事務所(賃貸) 総面積 1,533㎡</p> <p>(研究の実績) センターの業務に係る総合的な連絡調整、実施及び総括に関する業務並びにこれらに付帯する業務を実施。研究開発そのものは実施していない。</p> <p>(共同研究) 共同研究契約:1件(平成27年8月現在)</p> <p>(主な連携先) 包括連携協定を締結している大学:東京海洋大学、北海道大学大学院水産科学研究院、長崎大学、横浜国立大学、東京大学、北里大学、鹿児島大学、女子美術大学 公立研究機関:(国研)宇宙航空研究開発機構</p> <p>【開発調査センター】 (職員数) 常勤職員22名(事務職5 研究職17)、非常勤職員19名(事務職18 研究職1)</p> <p>(現状の施設) 事務所(賃貸) 総面積 328㎡ 住所:神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB棟15階</p> <p>(研究の実績) 全国の漁業者、関係団体、自治体等のニーズを受け、公海漁場の活用によるサンマ資源の有効利用技術の開発、かつお・まぐろ漁船漁業における合理的な操業方法の開発、沿岸域における漁船漁業の収益性向上のための新たな操業方式の開発、省エネ型漁業生産システムの開発等、全国各地の漁業の実態に即した開発調査を実施、普及。</p> <p>(共同研究) 共同研究契約:4件(平成27年8月現在)</p> <p>(主な連携先) 水研センター内:中央水産研究所、水産工学研究所 包括連携協定を締結している大学:東京海洋大学、北海道大学大学院水産科学研究院、長崎大学、横浜国立大学、東京大学、北里大学、鹿児島大学、女子美術大学 民間企業:(株)環境シミュレーション研究所、クレハ合繊(株)、日東製網(株)、古野電気(株) 民間団体:日本かつお・まぐろ漁業協同組合、全国近海かつお・まぐろ漁業協会、全国遠洋沖合いかつり漁業協会、全国さんま漁業協会、全国底曳網漁業連合会、海外まき網漁業協会、北部太平洋まき網漁業協同組合連合会等</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
研究能力の確保・向上	<p>・誘致先の予定地周辺では多彩な魚介類が水揚げされ、品質の高い魚介類を提供できる強みを生かし、国・県・市等、複数の研究機関が立地しており、様々な研究が行われている。同センターの移転により、研究や開発において相互に連携し、さらなる水産業の振興が期待できるとともに、当地にある研究機関のネットワーク化が、これまで以上に図られることが期待できる。</p> <p>・ネットワーク化が進み、更なる連携の進展により、特に高等教育機関や研究機関における研究内容が新たな「しごとの創出」や、それに携わる人材育成や新たな研究者の確保による「ひとの創出」につながり、そこから波及する水産振興による「まちのにぎわいの創出」につながることが期待できる。</p> <p>・三重県水産研究所には学位(博士)取得職員が10名在籍し、それぞれの分野において研究業務等に従事している。また、研究内容も高い評価を受けており、近年では、日立環境財団環境賞「優良賞」、第四管区海上保安本部長表彰、日本水産学会「水産学技術賞」、日本水産試験場会会長賞、日本水産学会各賞を受賞するなど、多方面にわたる業績が評価されている(他機関との連携研究による受賞含む)。</p> <p>・鳥羽市水産研究所は、全国でも珍しい市町村が設置する水産研究所であり、施設はコンパクトであるが、試験フィールドが近く、漁業者との繋がりが深いことから、藻類の種苗生産技術を基にした藻場再生の研究について高い評価を受けている。鳥羽磯部漁協答志支所青壮年部と一緒に取り組んでいる、藻場再生については、農林水産祭の「天皇杯」、海洋立国推進功労者表彰を受賞するなど、多方面にわたり業績が評価されている。</p>	<p>※本部 (本部機能の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国約45箇所の活動拠点を統括する総合連絡調整窓口であることから、全国レベルでの研究者の参集、行政ニーズへのきめ細やかな対応、業界団体との密接な連携が容易に行える必要がある。 ・クロマグロ、サンマ、ウナギ等の国際的な漁業資源管理を巡る国際会合に水産庁とともに出席するなど、行政との密接な連携が必要である(水産庁への外勤は年間延べ500回。本部からの海外出張：延べ20回(H26年度))。 ・各研究所の研究成果である知的財産については、本部において一括管理し、特許の申請等を実施しており、そのための利便性も確保する必要がある。 ・本部そのものは研究を行っていない。 <p>※開発調査センター (中央水産研究所・水産工学研究所との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央水産研究所(横浜市金沢区)と一体となって開発調査の成果を活用したビジネスモデル構築研究を行っており、また、水産工学研究所(茨城県神栖市)とも連携して漁具・漁法の研究を行っているところ、これら2研究所との連携体制(アクセス)が確保される必要がある。 <p>(水産庁との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発調査センターの各種調査は海洋水産資源開発促進法に基づき実施していることから、同法を所管する水産庁との密接な連携が不可欠である。
研究成果活用の確保・向上	<p>・当地域には国・県・市の水産研究関係機関の他、大学の研究機関や高等教育機関があり、また、多様な水産業の現場や、水産業を地域の主要な産業として位置付ける行政機関が存在していることから、産学官が連携しやすい体制が確保されている。</p> <p>・特に鳥羽市は、県水産研究所や三重大学、東京海洋大学などとの共同研究に加わり、研究成果の漁業者等への普及を担うなど、他研究機関との役割分担に応じ、成果を活用するための知識や経験を持つとともに、地域からの信頼を十分に得ている。</p> <p>・このように、三重県では地域の様々な機関が、ともに連携を図りながら、研究成果を十分に活用し、政策へ反映することができる環境にある。</p>	<p>※本部 (研究成果の還元)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産総合研究センターの研究成果の水産業界への還元は、行政庁、関係団体等を通じて行うことが多い。 ・本部から発信する研究開発成果は、行政庁・全国団体に提供されるとともに、全国紙・業界紙にも掲載され、それを全国各地域の漁業者が活用することで、各地域の水産業振興に貢献している。 <p>(産学官連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋に関する多くの企業・大学・研究機関等が集積する特長を生かし、海洋に関するイベントの主催、教育機会の創出・海洋環境の保全、大学等と連携した人材育成や企業のシーズ・ニーズのマッチングなどの海洋産業の振興などに取り組む「海洋都市横浜うみ協議会」の一員として、横浜市の海洋施策に貢献している。協議会は、イベント、教育、産業の3つのワーキンググループを設置し、水研センターは、イベント及び教育の分野に参画、水産や魚食に関する講演などを行う他、横浜で開催する国際会議の企画等に積極的に参加することとしている。さらに産業分野での参画についても要請されている。なお、役員1名を協議会理事として登録し、協議会全体の運営に関与している。 <p>* 主な参画機関 内閣官房総合海洋政策本部事務局、(研)海洋研究開発機構、(研)海上技術安全研究所、(独)航海訓練所、横浜国立大学、横浜国立大学、(一社)海洋産業研究会、(一社)日本船用工業会、(株)IHI、東亜建設工業(株)、日揮(株)、日本郵船(株)、横浜市 など22機関</p> <p>※開発調査センター (関係漁業団体との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発調査センターの主なクライアントは全国規模の漁業団体※であり、開発調査ニーズの把握、調査研究結果の業界への還元を的確に実施するためには、これらの全国団体との緊密な連携が不可欠。 <p>(※：日本かつお・まぐろ漁業協同組合、全国近海かつお・まぐろ漁業協会、全国遠洋沖合いかつり漁業協会、全国さんま漁業協会、全国底曳網漁業連合会、海外まき網漁協会、北部太平洋まき網漁業協同組合連合会等であり、いずれも所在地は東京。)</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
地域の産業等への波及効果	<p>・本県における農林水産業やサービス業等の食関連産業は、豊かな食材や多様な食文化などの高いポテンシャルを有していることから、今後、成長産業化の取組を推進することにより、地域社会の形成を産業振興の観点からめざしていくこととしている。また、農山漁村におけるしごとの創出に向け、経営の高度化や6次産業化、企業参入などが促進されるよう、地域資源を活用した商品の開発や販路開拓、情報発信、人材の育成、事業環境の整備などを地域が実情に応じて組み合わせ、一体的に進められるよう支援しているところである。</p> <p>・鳥羽市においても、地域の基幹産業である漁業と観光業が連携し、それぞれの強みを活かした魅力づくりによる産業基盤の強化を図り、地域を元気にすることが鳥羽市漁業と観光の連携事業による地域再生の方向性と捉えており、それぞれが連携した取り組みを行なうことで、観光客の誘客促進、水産物の消費拡大、来訪者の満足度向上、地域内の雇用創出にもつなげていきたいと考えている。</p> <p>・当市における水産業と観光業の両就業者数は全体の8割を超えており、就業者の収入増加による定住促進や安心な暮らしづくりのためにも、本センターを移転し、研究成果を活用し、水産業及び観光業の振興を図りたい。</p> <p>・また、政府関係機関の移転により行政の機能が向上するだけでなく、市有施設の有効活用が図れるとともに、宿泊施設や飲食店の利用、市内の周遊による経済効果や新たに市民が増えるという観点から税収効果も見込まれることから、地域における波及効果は非常に大きいと考える。</p>	<p>※本部 ・組織運営及び研究開発に係る企画立案及び総合調整を担っており、直接の研究開発は実施していないため、本部が移転することによる波及効果はない。</p> <p>※開発調査センター ・漁業などの研究面において協力を行うなど一定の波及効果は無いとは言えないが、東京に所在する全国規模の漁業団体からの開発調査ニーズを把握し全国の主要な研究課題を対象に新たな漁業生産方式の企業化や新漁場における漁業生産の企業化について、実証調査を行うなどの研究開発に取り組み、研究成果を創出している。移転によって宮城県固有の水産業の課題を取り扱うものではないため、特段の追加的な波及効果は望めない。また移転により全国的な波及効果が低下することが危惧される。</p>
運営の効率の確保	<p>・地域に所在する研究機関が更なるネットワークを図り、連携を強化していくことで、情報共有や相互の情報交換、情報共有が可能となり、効率的な研究が確保できる。</p> <p>・県内に所在する同センター増養殖研究所では高度な研究が行われていることから、本部と開発調査センターを誘致することにより、増養殖技術に加え、漁船漁業や販売などの面についても連携することで調査や研究効率が向上し、研究面での発展が望める。</p>	<p>※本部 (本部機能の確保) ・研究開発の企画立案及び総合調整等を担うため、行政庁や全国の自治体・業界団体とも連携して業務を行っていること、全国に点在する拠点の研究者が相当の頻度で本部に赴き検討会等を行っていること、全国の研究所担当者を一同に集め、会議を開催することなどから、そのための時間的・経済的利便性の確保が必要。</p> <p>※開発調査センター (交通便利性) ・開発調査センターの職員の外勤や出張は一人当たり平均70日／年に及ぶが、外勤先のほとんどはクライアントが集中する東京であり、出張先は北海道から鹿児島まで全国数十箇所であることから、東京に近く、全国出張にも便利な立地が求められる。</p> <p>(管理部門の拡充) ・本部を離れる場合には、管理部門(総務・財務等)の拡充が必要となり、そのための人員、経費が新たに必要となる。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
条件整備	<p>・既存の公共施設(小学校)を活用することを想定しており、土地の取得、施設建設にかかる費用が不要となることから、移転にかかる整備費が縮減できる。また、漁港埋立地の活用や職員宿舍建設用地として工業団地の活用も可能。</p> <p>・職員の住環境については地域事情を考慮しながら紹介等を行なえるよう協力予定。市内は、電車・バス等の公共交通機関の利用は可能であるが、勤務時間帯によっては自家用車等での通勤方法が便利な場合もある。</p>	<p>※共通</p> <p>・移転に際しての土地、施設整備についての具体的な考え方が明らかにされる必要がある。</p> <p>・運営の効率化確保の観点から、現在の立地と同等の都内及び全国各地へのアクセスの利便性が必要である。</p> <p>※本部 霞ヶ関への年間打合せ状況等(のべ500回、片道45分、650円)(平成26年度実績)</p> <p>※開発調査センター 都内への年間打合せ状況等(のべ342回、片道40分、650円)(平成26年度実績) 国内への年間打合せ状況等(のべ796回)(平成26年度実績) 海外への年間打合せ状況等(のべ26回)(平成26年度実績)</p>
その他特記事項	<p>・平成26年には、第一次産業の振興及び農漁村地域の活性化、地域産業の持続的発展を目的とした農水産物直売所「鳥羽マルシェ」がオープンした。地域で獲れた産物を地域で消費していくことで、地域の活性化につながるという目的の達成に、様々な研究から創出される新たな生産技術や新規ビジネスは大きく寄与するものと考えている。販売については、「鳥羽マルシェ」とも十分に連携した事業展開を検討していきたい。</p>	

<p>提案の概要</p>	<p>石油開発技術本部のうち、メタンハイドレードに関する研究拠点の移転</p>
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>【業務内容】 ○海洋基本計画(平成25年4月閣議決定)に基づき、平成30年度を目標にメタンハイドレードの商業化の実現に向けた技術を整備し、また、平成30年代後半に、メタンハイドレード商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、研究開発を実施。 ○事業実施に係る、資源エネルギー庁、機構本部、本邦石油開発企業、産油ガス国大使館等との連絡調整も実施。</p> <p>【従業員数】 37名 (常勤職員37名(うち事務職 11名 技術職 26名) 非常勤職員0名 平成27年4月1日現在 ※常勤は週5日勤務</p> <p>【必要な施設(現在設置してある施設の一部)】 敷地面積: 4,000㎡(約1,270坪) 延床面積: 約3,710㎡ 施設: 研究棟本館、実験棟、非常用発電機棟、ガスボンベ薬品等危険物保管庫、駐車場等 設備: 受変電設備、発電機(非常用発電機、保安用発電機、非常用照明、蓄電池、整流器)、太陽光発電設備、電気設備(変圧器、非常用発電機、保安用発電機、蓄電池、監視制御、通信設備他)、空調設備、蓄熱槽設備、空調設備、チラー、ボイラー、給排水設備、消火設備、昇降機、ガス設備(特殊ガス供給設備、都市ガス供給、ガス漏れ警報設備)、排水処理設備(有害物質用を含む)、ドラフトチャンバー、監視設備(敷地内外のカメラ等)一式、床耐荷重工事一式、X線防護工事一式、その他法的基準を満たす耐震工事、危険物対策工事 等</p> <p>【研究実績等】 ○メタンハイドレード開発については、海洋基本計画の「我が国におけるメタンハイドレード開発計画」の記述等に基づき、我が国周辺におけるメタンハイドレード賦存海域等の把握を進めるとともに、平成24年度には海洋産出試験を実施。現在、その成果を踏まえ、生産技術の実証や生産性等を向上させるための開発システムの確立などを目指した研究開発を実施。 ○同事業のためにJOGMECは、メタンハイドレード資源開発研究コンソーシアム(MH21研究コンソーシアム)の一員として、太平洋側に賦存する砂層型メタンハイドレードの開発研究について取り組むとともに、日本海側に存在する表層型メタンハイドレードに関する資源量把握等の調査を支援。</p> <p>平成26年度においては、経済産業省の「我が国におけるメタンハイドレード開発計画」に基づく平成26年度計画を以下の通り遂行。 ①第1回海洋産出試験の評価結果をとりまとめ、次回の海洋産出試験に向けた方針及び課題への対応策を明確化。 ②第2回海洋産出試験準備の基本方針・基本計画案を作成。 ③長期陸上産出試験の実現に向けた研究協力に関する米国資源エネルギー技術研究所(NETL)とのMOU調印。当該MOUに基づき、アラスカ州政府によって設定されたメタンハイドレード調査のための取り置き鉱区における候補地の検討作業等を実施。 ④表層型メタンハイドレード調査についても海域調査に機構職員が乗船するなどの諸支援を実施。 ⑤海洋資源に関する国の会議でこれまでの成果を報告するとともに、メタンハイドレード総合フォーラム、メタンハイドレードフォーラム2014及びOTC2014特別セッションの開催や国内外の学術雑誌、専門誌への投稿、寄稿等を通じ、最新の研究成果を発信。また、複数企業との意見交換会議による研究開発状況の情報共有も実施。この副次的効果として、メタンハイドレード調査を目的とした日本企業が設立され、次回の海洋産出試験での受け皿としての役割が期待されるとともに、将来の産業化に向けた素地が整いつつある。</p> <p><関係機関> 経済産業省(東京都)、文部科学省(東京都)、外務省(東京都)、国土交通省(東京都)、海上保安庁(東京都)、石油資源開発(東京都)、INPEX<国際石油開発帝石>(東京都)、日本海洋掘削(東京都)、千代田化工建設(神奈川県)、日揮(神奈川県)、地球科学総合研究所(東京都)、みずほ総合研究所(東京都)、応用地質(千葉県)、日本海洋生物研究所(東京都)、産業技術総合研究所(茨城県)、東京大学(東京都)、日本メタンハイドレード調査(東京都)、海洋研究開発機構(神奈川県)、シュルンベルジェ(東京都)、エンジニアリング協会(東京都)、米国大使館(東京都)、インド国大使館(東京都)、ニュージーランド国大使館(東京都)、ノルウェー国大使館(東京都)、英国大使館(東京都)、カナダ国大使館(東京都)、石油技術協会(東京都)、石油学会(東京都)、日本地質学会(東京都)、日本堆積学会(東京都)、東京地学協会(東京都) 等 ※()内は本社等所在地</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>研究能力の確保・向上</p>	<p>・本県にはメタンハイドレートの研究人材として、かつて、平成25年3月にメタンハイドレートの海洋産出試験を実施した独立行政法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)に所属し、現在は三重大学大学院生物資源学部研究科の坂本竜彦教授が存在。</p> <p>・2012年度～2015年度：三重大学 / 大学院・生物資源学研究科 / 教授 ・2009年度～2012年度：海洋研究開発機構 / 海洋・極限環境生物圏領域 / チームリーダー(※2012年度の途中に、三重大学に異動)</p> <p><研究業績></p> <p>・2011年度～2014年度 急激な温暖化における太平洋高緯度海洋の役割～過去11回の温暖化アーカイブの構築</p> <p>・2008年度～2011年度 光ルミネッセンス年代決定法を用いた極域寒冷圏の高分解能古海洋変動解析</p> <p>・2005年度～2006年度 温暖地球システムにおける季節変動の解明～6千年前気候オプティマム期をモデルとして</p> <p>・2000年度 最終氷期を含む過去3万年間の日本海堆積物に記録されたモンスーン変動の解明</p> <p>・1999年度～2000年度 海底堆積物の可視分光反射特性を用いた数百～数千年周期の急激な気候変動の解明</p> <p>・1999年度 最終氷期を含む過去3万年間の日本海堆積物に記録されたモンスーン変動の解明</p> <p>・1997年度～1998年度 最終氷期を含む過去3万年間の日本海・地中海堆積物に記録されたモンスーン変動の解明</p> <p>・1997年度～1998年度 海底堆積物の可視領域分光反射特性による高時間分解能古海洋変動解析法の開発</p> <p>・平成25年3月に三重県が設置した「メタンハイドレート地域活性化研究会」の会員である民間企業の協力が期待できる。また、三重大学では遺伝子から生物群集・生態系まで様々なスケールで海洋生物を探索する科学(マリンバイオサイエンス)を研究する海洋生物資源講座を設けている。</p>	<p>【専門人材の確保について】</p> <p>・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構技術センター(以下「TRC」という。)のメタンハイドレート研究開発グループでは、石油開発技術の専門的な知見・技術を有する人材が必要であり、外部人材を積極的に活用している。具体的には、プロパー職員8名に対して、任期付職員(専門職・嘱託)が約3割(12名)、石油開発企業等(ほとんどが東京圏に所在)からの出向者(企業とJOGMECの双方に勤務する技術嘱託を含む)が約5割(17名)を占めている。仮に、TRCが移転した場合には、勤務条件が大きく変わるため、現在の人的体制を維持できなくなることが懸念される。</p> <p>【資源エネルギー庁及び関係企業との緊密な連携について】</p> <p>・メタンハイドレート研究開発は、国からの委託事業であり、資源エネルギー庁と年間40回以上打合せを実施するなど緊密な連携を取りながら、研究開発を実施。また、関係企業(ほとんどが東京圏に所在)や大学・研究機関等との間で、通常は週2回程度の打合せを実施するなど緊密な連携を取りながら、生産機器・計測機器の開発などを実施。仮に、TRCが東京圏外に移転した場合、こうした緊密な連携が困難になる恐れがある。我が国のメタンハイドレート研究開発は世界のトップランナーを維持する必要があり、タイトなスケジュールの中で高度かつ広範なメニューをこなしている。移転に伴う時間的なロスが生じれば、海洋基本計画(25年度閣議決定)に定められている「平成30年度を目途に、商業化の実現に向けた技術の整備を行う。」という目標達成が危うくなりかねない。</p> <p>【近隣の研究機関との連携について】</p> <p>・TRCは我が国を代表する資源開発企業である石油資源開発(株)の技術研究所と隣接している。また、近隣には、メタンハイドレートの研究開発プロジェクトリーダーが所属する東京大学(東京都)をはじめ、早稲田大学(東京都)、産業技術総合研究所(つくば市)、国際石油開発帝石技術研究所(東京都)、地球科学総合研究所(東京都)、日本オイルエンジニアリング(東京都)、シュルンベルジェ(神奈川県)等の関係機関が集積している。これらの研究機関とは、試験機器の相互利用や共同研究を頻繁に行っており、仮にTRCが移転した場合、こうしたシナジーの発現が妨げられかねない。</p> <p>【研究開発計画について】</p> <p>・TRC全体で100台以上ある試験機器等の多くを、メタンハイドレート研究開発グループのみならず、TRC内の他グループの研究開発と共用している。他のグループが使用する試験機器は移転できないことから、新規購入・改造、及び受入施設側の改築等を行い、各試験機器本来の機能を発揮できるように、確認や調整作業を行う必要がある。こうした試験機器の新規購入・改造・施設の改築等によって、二重投資が必要となるばかりか、研究開発に空白期間が生じれば、研究開発計画の遅延が懸念される。</p> <p>【TRC全体のシナジー効果について】</p> <p>・メタンハイドレート研究開発では、TRC内の他グループが有している物理探査データや、油層工学や地質学の知見・技術を活用するなど、TRC全体のリソースを互いに上手く活用して、研究開発を実施。仮に、TRCの一部門だけが、他の場所に切り出されてしまうと、こうしたリソース活用が妨げられ、現在の水準の研究開発能力が発揮できなくなる恐れがある。</p> <p>【国際共同研究について】</p> <p>・2014年11月、米国エネルギー技術研究所との間でMOUを締結し、アラスカ州でのメタンハイドレート陸上産出試験を準備中。また、インドの炭化水素局ともMOUを締結し、意見交換等を頻繁に実施。ハブとなる国際空港から離れた場所に移転してしまうと、国際共同研究の実施において、双方の研究者の移動時間や移動コストが増加することが見込まれ、国際共同研究への影響が懸念される。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
		<p>【施設整備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TRC全体では大型かつ特殊な実験機器等を多く使用しており、建物については床耐荷重工事等の特殊工事や、有機溶剤等の有害物質を使用するため排水処理設備、危険物倉庫、ポンペ庫、空調整備等が必要。現在の機能を維持するためには、設計段階から特注していくことが必要であり、既存の一般的施設の改造のみでは対応困難。 <p>【試験機器等の新規購入・改造・移設の必要性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TRC全体では数千万円から数億円の試験機器を100台以上保有しており、実験内容にあわせて特別な改造を実施。メタンハイドレート研究開発の実施に必要な試験機器等はTRCの別グループが使用するものも多いため、仮に本グループが移転した場合、新規購入・改造が必要となる場合が多くなる。試験機器は、設置後、メーカーが調整等を行い、現在の水準で性能が発揮できているかを確認する作業・調整も必要となる。 ・また、仮に移転の場合、メタンハイドレート濃集帯分布の推定作業等に用いるワークステーション等のデータ解析に必要な計算機器については、新規で購入し、構築していくことが必要になる見込み。
研究成果活用 の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県では、メタンハイドレートの実用化を将来の地域活性化につなげることを狙いとして、平成25年3月にメタンハイドレート地域活性化研究会を設置しており、市町・民間企業・経済団体・大学等が参加し、メタンハイドレートの実用化に向けた技術開発の動向について情報共有を図るとともに、メタンハイドレートの実用化を地域活性化につなげるための取組方策等について意見交換している。県では、こうした取組を通じて、将来、メタンハイドレートを活用した新たな産業振興や企業誘致につなげたいと考えており、産学官の連携の枠組みが出来ている。 ・志摩市では三重大学と連携協定を結んでおり、地域には大学との連携の土台がある。 	<p>【メタンハイドレート開発の産業化に向けた取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタンハイドレート開発については、従前より内閣官房総合海洋政策本部・参与会議において我が国企業の参入を促進すべく議論が開かれてきている。この動きと歩調を合わせるように、関心企業11社により、平成26年にはメタンハイドレートの調査を主たる目的とした「日本メタンハイドレート調査(株)」が設立されるなど、将来の産業化に向けた体制が構築されつつある。同社は、当面は国のプロジェクトにおける現場作業の中核的な担い手となる唯一の存在として、石油開発会社・エンジニア会社・ガス会社などから構成されており、実際の運営上、構成各社の研究開発部門(東京圏に所在)とも不可分の関係にある。仮に、これら企業から離れた場所へ移転した場合、機動的にミーティングを招集し、データ評価やトラブルシューティングを行う等の対応が困難になるなど、国のプロジェクトにおける密接な連携に大きく支障を来し、結果的に、平成28年度中の実施に向けて、現在、急ピッチで準備を進めている「第2回海洋産出試験」への影響が懸念される。
地域の産業等への波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・産出試験場所は志摩市から約50kmの至近距離にあることから、過去には試掘資材や採取物の陸揚げ協力を行ったことがあり、地理的優位性を活かした効率的な研究・開発が行える。 ・三重県は就業者数と生産額における第2次産業の割合が高く、新しいエネルギーの実用化の検討と普及の観点でポテンシャルがある。四日市市には石油化学コンビナートを中心に、国内有数の化学メーカーが集積しており、メタンガスを活用した化学産業の振興が期待されている。加えて、メタンガスを燃料とする中部電力の火力発電所や東邦ガスの都市ガス供給設備があり、メタンハイドレートが実用化された際に、原料や燃料として活用できる施設や潜在力が県内に備わっている。こうしたことから、平成35年以降の商業化にあたっては、四日市市を中心とした既存企業等の参入が期待でき、ビジネス(しごと)の創出が見込まれる。 ・また、政府関係機関の移転により行政の機能が向上するだけでなく、市有施設の有効活用が図れるとともに、宿泊施設や飲食店の利用、市内の周遊による経済効果や新たに市民が増えるという観点から税収効果も見込まれることから、地域における波及効果は非常に大きいと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に移転した場合、前述のとおり、メタンハイドレート研究開発グループが有している機能を維持することは困難であり、こうしたデメリットと比較して、地域の産業等への波及効果が上回っているとは、認めがたい。

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
運営の効率の確保	<p>・メタンハイドレート地域活性化研究会に参加している市町・民間企業・経済団体・大学との連携や、地元の漁業関係者との協議が容易となることから運営の効率化が図れる。</p> <p>(メタンハイドレート地域活性化研究会開催実績)</p> <p>第1回 平成25年3月28日 第2回 平成25年11月21日 第3回 平成27年2月12日</p>	<p>【業務効率について】 メタンハイドレートの研究開発においては、以下に掲げる打合せ等を実施。 ①フィールド開発、資源量評価、生産手法、環境影響評価等に関する技術開発については、東京圏の海洋開発等に係る企業、大学に委託しており、委託先との業務打ち合わせを、年間50回以上実施。 ②研究開発の進捗や意思決定などを協議するための委員会(開発実施検討会・運営協議会・業務連絡会・技術連絡会)が、年間約20回を開催され、延べ約400人が参加(7割程度が東京圏の委員)。 ③研究開発の実施にあたり経済産業省資源エネルギー庁と年間約40回以上打合わせし、研究開発の円滑な進捗のために緊密な連絡・相談を実施。</p> <p>仮に移転した場合、こうした業務について、コスト面だけでなく、移動時間の大幅な増加や関連機関・企業(ほとんどが東京圏に所在)との緊密な連携が困難になることにより、業務効率が悪化し、研究成果に悪影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>【試験機器について】 ・仮に移転した場合、TRCで共用していた試験機器の新規購入、改造、コンピューターシステムの構築等に多大な労力を要することから、研究開発効率の悪化が懸念される。</p>
条件整備	<p>・既存の公共施設(小学校)を活用することを想定しており、土地の取得、施設建設にかかる費用が不要となることから、移転にかかる整備費が縮減できる。</p> <p>・当該小学校の2階部分の教室は、大きな1フロアを分割して設計されていることから、自由度が高く、比較的容易に施設内のレイアウトを変更することが可能。また、耐震基準を満たしており、追加工事は不要。</p> <p>・地元自治会も移転に関し了解している。</p> <p>・職員宿舎については、民間のアパート等が近隣に点在しているため、地域の活性化の観点から、可能な限り民間施設等の利用をお願いしたい。空き家等も増加傾向にあるので、一戸建て(庭・畑付)を希望されるのであれば相談に応じられる。</p>	<p>・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構技術センターのメタンハイドレート研究開発グループは、海洋基本計画(閣議決定)に定められている「平成30年度を目途に、商業化の実現に向けた技術の整備を行う。」という目標の達成に向けて研究開発を実施しており、現在、同グループが有している研究開発能力を維持・向上させ、運営の効率性を損なわないことが必要不可欠。</p>
その他特記事項		